

# 平成 3 0 年川西町議会

## 第 1 回定例会会議録

開会 平成 3 0 年 3 月 9 日

閉会 平成 3 0 年 3 月 2 3 日

平成 3 0 年川西町議会  
第 1 回定例会会議録

( 第 1 号 )

平成 3 0 年 3 月 9 日

平成30年川西町議会第1回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成30年3月9日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成30年3月9日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則      2番 安井知子      3番 福西広理 4番 伊藤彰夫      5番 石田三郎      6番 今村榮一 7番 松本史郎      8番 寺澤秀和      9番 森本修司 10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 竹村匡正      副町長 森田政美 教育長 山嶋健司      理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉      福祉部長 奥 隆至 教育次長 栗原 進      水道部長 福本哲也 会計管理者 福本誠治      総務課長 石田知孝 総合政策課長 山口尚亮      税務課長 西川直明 住民保険課長 大西成弘      健康福祉課長 吉岡秀樹 産業建設課長 中川辰也      社会教育課長 岡田充浩	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会 議 録 署 名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	7番 松本史郎 議員	8番 寺澤秀和 議員

## 川西町議会第1回定例会（議事日程）

平成30年3月9日（金）午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	報告第 1 号	諸報告 定期監査報告について
第 4	議案第 1 号	平成 30 年度川西町一般会計予算について
第 5	議案第 2 号	平成 30 年度川西町国民健康保険特別会計予算について
第 6	議案第 3 号	平成 30 年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について
第 7	議案第 4 号	平成 30 年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について
第 8	議案第 5 号	平成 30 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
第 9	議案第 6 号	平成 30 年度川西町水道事業会計予算について
第 10	議案第 7 号	平成 30 年度川西町下水道事業会計予算について
第 11	議案第 8 号	平成 29 年度川西町一般会計補正予算について
第 12	議案第 9 号	平成 29 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第 13	議案第 10 号	平成 29 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第 14	議案第 11 号	平成 29 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第 15	議案第 12 号	平成 29 年度川西町水道事業会計補正予算について
第 16	議案第 13 号	平成 29 年度川西町下水道事業会計補正予算について
第 17	議案第 14 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
第 18	議案第 15 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第 19	議案第 16 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第 20	議案第 17 号	川西町行政組織条例の一部改正について
第 21	議案第 18 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第 22	議案第 19 号	川西町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
第 23	議案第 20 号	川西町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第 24	議案第 21 号	川西町国民健康保険条例の一部改正について
第 25	議案第 22 号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について
第 26	議案第 23 号	川西町指定介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
第 27	議案第 24 号	川西町介護保険条例の一部改正について
第 28	議案第 25 号	川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第 29	議案第 26 号	川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 30	議案第 27 号	川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第 31	議案第 28 号	川西町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
第 32	議案第 29 号	川西町都市公園条例の一部改正について
第 33	議案第 30 号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第 34	議案第 31 号	川西町道路線の認定について
第 35	議案第 32 号	川西町道路線の廃止について
第 36	議案第 33 号	川西町道路線の一部廃止について
第 37	議案第 34 号	川西町体育施設の指定管理者の指定について
第 38	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 39	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 40	同意第 1 号	川西町監査委員の選任について

(午前10時00分 開会)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成30年川西町議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町議長(竹村匡正君) 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、平成30年川西町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、平成30年度一般会計及び特別会計及び事業会計予算案、平成29年度一般会計、特別会計及び事業会計補正予算案、条例の制定及び一部改正、町道路線の認定と廃止、人事同意案件など、合計37議案の案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 松本史郎君及び8番 寺澤秀和君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より23日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より23日までの15日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

行政報告として、報告第1号、平成29年12月から平成30年2月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員(木村 衛君) 平成29年12月から平成30年2月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

寺澤監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定によりまして、平成29年度の川西町一般会計及び

特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきましては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（森本修司君） 以上で諸報告を終わります。

お諮りいたします。

日程第4、議案第1号、平成30年度川西町一般会計予算についてより、日程第40、同意第1号、川西町監査委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配布しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第4、議案第1号、平成30年度川西町一般会計予算についてより、日程第37、議案第34号、川西町体育施設の指定管理者の指定についてまでの34議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局より説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 本日、平成30年度当初予算案を初め、平成29年度補正予算案など多数の案件を上程し、町議会の御審議をお願いするに当たり、議員各位を初め、住民の皆様の御理解と御協力を賜りたく、新年度の主要施策を中心に所信を申し上げます。

現在、我が国の経済状況は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要はありますが、安倍内閣における経済政策の推進等により、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、消費や設備投資など民需を中心とした景気回復が見込まれています。

物価につきましては、景気回復に伴う需給が引き締まる中で、消費者物価指数が13カ月連続の上昇となっておりますが、急激な上昇ではなく、緩やかな成長を維持した、適度な景気状況にあるものと考えております。

一方、本町の財政面でございますが、経常収支比率（平成28年度88.4%、県内平均97.4%、全国平均92.5%）、実質公債比率（平成28年度4.2%、県内平均10.2%、全国平均6.9%）ともに引き続き全国・県内市町村と比較いたしましても良好な状態にあります。

このような経済・財政の状況下における来年度予算編成の基本的考え方といた

しましては、国や県の予算・情報等を活用し、財政の健全化も考慮しながら、町の未来を築くための事業の着実な実行と、暮らしやすいまちづくりを実現していくことにあると考えております。具体的には、近鉄結崎駅周辺整備事業及び工業ゾーン形成事業を、県と連携しながら本格的に実施してまいります。

結崎駅周辺整備事業におきましては、結崎駅周辺の交通結節機能の強化と安全・円滑な交通環境を実現するとともに、川西町の玄関口にふさわしい、交流・にぎわいのある駅を目指し、駅前広場の詳細設計を進めながら、用地買収に着手します。

また、川西町の長年の課題でありました結崎駅北側県道踏切の拡幅につきまして、拡幅条件とされていた別途の町内踏切廃止について、地元の協力が得られる見込みとなりましたので、県及び近鉄と踏切拡幅に関する協定を結び、踏切拡幅工事の早期着工を求めています。

工業ゾーンの形成事業におきましては、今後の人口や税収の減少を踏まえ、町財源及び雇用の確保のため、既存の唐院工業団地の周辺を約15ヘクタール拡張し、企業誘致を行います。昨年、川西町への進出企業のニーズなどを把握するため、企業の募集を行いました。拡張予定面積の2倍以上の応募があり、非常に強い手応えを感じているところでございます。平成30年度は、拡張予定地の詳細設計及び土地所有者との交渉に着手します。

また、従来から力を入れております子育て支援や高齢者支援についても充実を行いながら継続し、私の公約の柱である「人・企業にとって魅力あるまちづくり」「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「住民参加で開かれたまちづくり」をより一層推進してまいります。

このような考えのもと、平成30年度一般会計予算は、48億723万円となり、歳入の部におきましては、町税収入は平成29年度から3,726万円減の10億9,500万円を見込んでおります。

この主な内容は、町民税において、納税義務者の減少や主要法人の税収見込み減などにより、個人町民税で450万円の減、法人町民税では1,285万円減の4億6,724万円、固定資産税において、主に路線価格の下落と評価替えなどにより、1,851万円減の5億7,441万円を見込んでおります。地方消費税交付金におきましては、消費動向を踏まえて、1,430万円増の1億4,300万円を見込んでおります。地方交付税につきましては、国の交付税総額を考慮して、前年度と同額の12億4,000円を見込んでおります。

一方、歳出につきましては、本格的に事業着手する結崎駅周辺整備事業及び工業ゾーン形成事業に係る経費や国営大和紀伊平野土地改良事業費負担金の一括償還費などを予算計上したことにより、平成30年度予算は、前年度予算に比べて3億3,983万円増となっております。

今後も引き続き、行財政の健全化と効率化に配慮しながら、町政運営に全力で取り組んでまいります。議員各位並びに住民の皆様の一層の御理解と御協力を



お願いする次第でございます。

それでは、これより新年度予算の概要について御説明申し上げます。

お手元に配付させていただいております「平成30年度当初予算案の主要施策の概要」に基づき説明させていただきます。

2ページをお開きください。まず、総務部関係の予算でございます。

「1 広報事業の推進」でございます。

町の施策について周知を図り、住民の皆様の理解と信頼の上、町政運営を進めることは大変重要でございます。このため、広報紙については、引き続き内容の充実と見やすい紙面づくりを初め、きめ細やかな情報発信を行います。また、刊行物による広報活動だけでなく、ホームページやSNSにも重点を置き、住民参加型の広報活動を目指します。

次に、「4 企画事業の充実」でございます。

高齢者など交通弱者の方々の移動手段として稼働しておりますコミュニティバスについては、平成29年度に運行路線の延長及び天理市コミュニティバスとの連携を図ったところでございますが、常に運行路線及び状況等を検証し、引き続き運行を行ってまいります。また、愛着と誇りの持てる住民主体の魅力ある地域づくりを目的に、住民団体などが自主的に企画・提案を行うまちづくり事業に対して支援を行います。

3ページになります。「6 防犯対策の推進」でございます。

住環境と安全で住みよいまちづくりを目指して、街路灯の設置や維持管理を図るとともに、消費電力の抑制とCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るために、通学路等における既設街路灯を省エネ照明（LED照明）へ転換する経費を昨年引き続き計上しております。

次に、「7 地方創生事業」でございます。

地方創生推進交付金を活用し、町内在勤の町外在住者を対象に、町の魅力発信PR事業を実施し、人口の増加を目指してまいります。また、商工会と連携し、雇用促進や就業促進を目的に、創業支援に係る補助などを行います。

4ページになります。「8 空き家対策の推進」でございます。

地域の課題である空き家について、所有者などの調査を行い、適切な対応を求めるとともに、危険空き家の除却や利活用可能な空き家の活用方法を検討します。また、経済的な理由により危険空き家の除却が困難な所有者に対して、除却支援を行います。

次に、「11 工業ゾーンの形成」でございます。

雇用の確保や税収の増加を目的として、企業を誘致するための新たな産業用地の創出を行います。平成30年度は、測量及び地質調査、工業団地の詳細設計、物件の補償調査に要する経費などを計上しております。

次に、「12 駅周辺整備事業」でございます。

川西町の玄関口である近鉄結崎駅周辺における交通環境の改善と機能の充実を

図るため、駅前の周辺整備を推進いたします。平成30年度は、新設の公園、道路、施設の基本設計または詳細設計、物件及び営業などの補償調査、用地買収に要する経費などを計上しております。

5ページになります。「15 消防防災対策の推進」でございます。

各種災害に適切に対処し、住民の生命と財産を守るため、消防施設及び装備を充実し、消防体制の強化を図るとともに、非常食、毛布などの備蓄物資の確保及び防災訓練の実施、防災士育成補助など、防災体制の強化を図ります。

また、アナログ放送の終了に伴うデジタル防災行政無線の整備については、整備年度の変更を行い、平成30年度は、基本設計及び実施設計などに要する経費を計上しております。

次に、「16 地方税共通納税システムの導入」でございます。

納税者が一度の手続で複数の地方公共団体宛ての納税が可能となる地方税共通納税システムの導入に伴う基幹システムの改修に要する経費を計上しております。

続きまして、福祉部関係の予算でございます。

6ページをお開きください。まず、「1 地域福祉の推進」でございます。

地域住民の参加と行動による住民主体の福祉を目指すため、その活動の要となっております社会福祉協議会に対して運営補助を行うとともに、各種福祉団体の活動に対する助成を行ってまいります。

次に、「2 障害者福祉の推進」でございます。

障害の程度にかかわらず、安心して、自立した日常生活を営むことができるよう、支援を行ってまいります。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、より多くの方々が公平かつ適切な福祉サービスを受けられるよう、事業展開を行ってまいります。

「3 高齢者福祉の推進」でございます。

長寿をお祝いする100歳の祝い、結婚50周年を迎えられた御夫婦への記念品贈呈事業を継続して実施いたします。また、地域の高齢者が仕事を通じて積極的に社会参加し、家庭や地域に活力を生み出すための活動の要となるシルバー人材センターに対する運営補助や、高齢者の方が安心して生活していただけるよう、必要に応じた養護老人ホーム等への措置経費等を計上しております。

次に、「4 児童・母子福祉の推進」でございます。

少子化問題への対応といたしましては、子育て不安の解消を目指すことが大切であり、保育所、認定こども園などに対する運営補助を行います。また、保育ニーズが高い延長保育、一時預かり保育、障害児保育に対しても助成等を行う等、保育サービスの充実を図ります。

なお、平成30年度は、保育士の負担軽減を目的とした無呼吸アラームの導入及び園児の情報管理を自動化するためのシステム導入に対する補助も行います。

7ページになります。「7 福祉医療対策の推進」でございます。

障害のある方、ひとり親家庭、子どもの健康の保持と増進を図るため、医療費

助成を引き続いて実施いたします。子ども医療費助成については、平成28年度より、中学校卒業まで「入院のみ」から「入院及び通院」へ助成を拡充しております。また、子ども医療費助成のうち、未就学児を対象として、平成31年8月より「償還払い」から「現物給付」へ助成制度を充実させる予定であり、平成30年度は当該制度への対応を行います。

8ページをお開きください。「13 保健衛生事業の推進」でございます。

住民の健康維持・向上のため、病気になる前の予防に注力しています。子どもを対象としたインフルエンザワクチン、B型肝炎、おたふく風邪、ロタウイルスワクチンなどの予防接種や、がん検診、乳幼児健診を初め、健康に関する相談事業などを引き続き実施するとともに、地域医療の確保のため、国保中央病院への運営負担金のほか、救急医療の病院輪番制、休日応急診療所、産婦人科一次救急に係る経費の負担を行います。

また、妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートを行う川西町版ネウボラ事業の充実を行い、産後の母親の心身ケアや育児サポートなどの支援を行います。

10ページをお開きください。「17 環境衛生の推進」でございます。

廃棄物の適正処理と減量化を図るため、資源ごみ分別収集につきましても、引き続きその定着を図ります。町内の清掃活動や資源回収に対しましても助成を継続し、リサイクル意識の向上と、さらなる廃棄物の減量化を図ってまいります。

また、山辺・県北西部広域環境衛生組合で進めている廃棄物処理施設への交付金確保のため、一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画の策定経費及び老朽化したごみ収集車の購入費も計上しております。

次に、「18 人権施策事業」及び11ページの「19 人権文化センター等運営事業」でございます。

あらゆる差別撤廃に向けた人権啓発に引き続き取り組むとともに、住民交流、地域の福祉の拠点ともなります東西両人権文化センター等の経費を計上しております。なお、人権文化センターにつきましても、従来どおり補助金を利用しながら事業を運営します。

続きまして、産業建設部関係の予算でございます。

12ページをお開きください。「2 農業基盤の整備」「3 農業振興」でございます。

井堰改修等の農業基盤の整備、多面的機能農地維持対策事業の実施、結崎ネブカの地域ブランド推進のための経費、農業振興地域整備計画の更新経費等を計上いたしました。

また、国営大和紀伊平野土地改良事業が平成29年度中に完了するため、起債償還のための地元負担金を計上しています。

次に、「4 環境整備事業の整理」でございます。

第1浄化センター周辺環境整備事業に係る道路及び水路等について、未登記で

ある土地の所有権整理のため、分筆登記業務等を実施します。

次に、「5 道路整備の推進」でございます。

道路及び橋梁に係る長寿命化対策事業や維持補修工事、町道除草工事、道路拡幅工事等の経費を計上しております。

13ページになります。「6 公園維持管理事業費」でございます。

健康増進やコミュニケーションの場として利用していただいている都市公園の遊具について、調査・点検及び維持補修を行い、各世代に、より使いやすくするための施設整備費を計上しております。

次に、「7 公営住宅管理事業」でございます。

公営住宅の管理経費及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の外壁塗装工事等に要する経費を計上しております。

続きまして、教育委員会関係の予算でございます。

14ページをお開きください。「1 学校教育の推進」でございます。

将来の川西町を担う幼稚園児、小中学生のための学校教育の推進でございます。

まず、新年度における園児・児童数でございますが、幼稚園は107名、小学校は407名の見込みとなっております。

予算につきましては、事務局費として、学校パートナーシップ事業を活用しての放課後子ども学習支援事業の継続、教育振興費として、保護者の負担軽減や、貝ボタンのPRのため、新1年生に対し、校名入り貝ボタンをつけた制服の支給を継続します。また、経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対する就学援助費の支給も継続実施しますが、新入学児童の学用品費については、入学前に支給できるよう改めたところでございます。

社会科副読本制作費につきましては、小学校3年生以上に配布しております川西町の社会科副読本を教育課程の改定に伴い改訂するものでございまして、平成30年度は副読本の原稿を作成するための事務用品費等を計上し、平成31年度に製本、平成32年度に配布する計画でございます。

川西小学校管理費及び川西幼稚園管理運営費につきましては、小学校及び幼稚園の管理運営に必要となる経費に加え、預かり保育実施に係る経費並びに副担任制を初めとする各種支援員の配置に係る経費などにつきまして引き続き計上いたしております。

その他、中学校費では、全校生徒351名、そのうち川西町生徒分の分担金を、委託費として天理市の二階堂小学校・幼稚園への委託経費を計上しております。

15ページになります。給食運営費におきまして、管理運営経費に加え、平成29年度から公会計化とした学校給食費に係る経費を計上いたしました。

次に、「3 生涯学習等の推進」でございます。

文化会館の修繕として、監視カメラのHDD交換、火災受信盤の入れ替え及び昨年度に引き続き空調設備の改修工事を実施します。コスモスホールについても、老朽化したピンスポット及びロビーに設置しているソファー、テーブルなどの入

れかえを行います。

また、各種の文化活動や講座、町文化祭を含めた芸術文化振興に係る事業、文化教室などの開催費用並びに本町の文化活動の拠点となる文化会館の管理・運営費を計上しております。

16ページをお開きください。「4 文化財保存事業の推進」でございます。

地域の文化資源を保存・継承している団体等に対する支援並びに島の山古墳に係る出土物の整理、報告書の作成、基本計画の策定等の業務委託、古墳周辺のガードレール更新工事に要する経費等を計上しております。

次に、「5 ふれあいセンターの運営及び図書館の充実」、17ページの「6 社会体育の推進」「7 子どもセンター運営」でございます。各施設の運営管理費を計上しております。

ふれあいセンターにおきましては、経年劣化に伴う屋根、外壁などの改修及びトイレの洋式化を行うための設計委託経費等を計上しております。

図書館につきましては、書籍購入費及び平成29年度に更新した図書館管理システムの運用経費等を計上しております。体育施設に関しましては、指定管理委託料、中央体育館アリーナの電動カーテン及びカーテンレールの取替え、健民運動場南東側に設置している野球用ベンチの撤去及び新設工事に要する経費等を計上しております。

また、災害避難所としての機能を充実させるため、中央体育館において、武道場の空調整備、トイレ及びシャワー室の改修、自家発電機の設置などを行うための設計委託経費を計上しております。

子どもセンターに関しましては、野外活動、創作教室等、地域ふれあい事業を引き続き実施いたします。

以上、一般会計予算について、「平成30年度当初予算案の主要施策の概要」に基づき説明いたしました。

続いて、債務負担行為に付する事業について御説明いたします。

「平成30年度一般会計予算書」の9ページをお開きください。

川西町防災行政無線デジタル化整備事業につきましては、基本設計から固定局や戸別受信機などの整備までの期間が2カ年度にわたりますことから、次年度への債務負担をお願いするものであります。

駅周辺整備建築設計業務につきましても、駅前に設置予定の附属施設に係る基本設計・実施設計の業務履行期間が2カ年度にわたりますことから、次年度への債務負担をお願いするものであります。

川西町体育施設等指定管理委託料につきましては、町内の体育施設等に係る管理を指定管理による委託として、平成30年度から3年間とするため、平成32年度までの債務負担をお願いするものであります。

川西町中央体育館改修工事設計監理委託業務につきましては、改修工事そのものの着工が次年度になりますことから、次年度への債務負担をお願いするもので

あります。

続いて、各特別会計について御説明を申し上げます。

議案第2号、平成30年度国民健康保険特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、平成30年度より国民健康保険の運営が市町村単位から県単位になるため、国民健康保険料の税率等の制定を、これまでの4方式から資産割を廃止した3方式に変更を行い、被保険者の負担軽減のため、財政調整基金を取り崩して活用する形で予算計上しております。

また、これまで高額な医療費の発生による保険者の財政負担の緩和や保険者間の平準化を図るために、国民健康保険連合会が実施主体の共同事業に係る拠出金及び交付金を予算計上してきましたが、県単位化後は当該事業の予算計上が不要となることから、歳入歳出総額は、対前年度2億2,868万円減の総額9億8,185万円を計上いたしております。

次に、議案第3号、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金等の増により、対前年度1,320万円の増、予算総額は1億4,218万円を計上いたしております。

次に、議案第4号、平成30年度介護保険事業勘定特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、平成30年度から32年度までの計画である第7期介護保険事業計画に基づき、当該計画の初年度として予算計上しております各種サービス利用の見込みや保険料の変更等により、対前年度8,436万円の減、予算総額8億5,869万円を計上いたしております。

次に、議案第5号、平成30年度住宅新築資金等貸付事業特別会計についてでございます。

本事業につきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において債権回収を行っており、組合により回収された貸付金を返戻金として受け入れております。当会計の予算として、公債費の減等により、対前年度176万円の減、予算総額526万円を計上いたしております。

次に、議案第6号、平成30年度水道事業会計予算についてでございます。

水道事業につきましては、給水戸数3,760戸、年間総給水量89万5,000立方メートルを予定し、水道事業収益2億2,062万円、水道事業費用は1億9,464万円、資本的収入543万円、資本的支出6,192万円を予定しております。

なお、磯城郡における水道広域化を目指し、田原本町水道部内に設置予定の磯城郡水道事業体設立準備室の運営に係る負担金及び県が実施する磯城郡水道広域化共同調査研究事業に係る負担金を新たに計上しております。

次に、議案第7号、平成30年度下水道事業会計予算についてでございます。

下水道事業につきましては、水洗化人口7,045人、年間総処理水量約102万2,000立方メートルを予定し、収益的収入・支出は2億5,656万円、資本的収入・支出は1億6,357万円を予定しております。

以上が、平成30年度川西町一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の予算案の概要でございます。

平成30年度におきましても、川西町が直面する諸課題に対しまして取り組みの強化を行い、より一層将来を見据えた町政の運営に努めたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

続きまして、平成29年度の補正予算について御説明申し上げます。

議案第8号、平成29年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

16ページをお開きください。まず、歳出についてでございます。

款1.議会費におきましては、職員の配置により予定していたアルバイト職員の賃金などが不要となったことから、131万円の減額をお願いするものです。

款2.総務費 項1.総務管理費におきましては、実施時期の翌年度への変更や事業実績により、デジタル防災行政無線整備事業費や行政評価制度構築業務委託費の減、年度途中での退職による退職手当組合特別負担金の増、基金の積み増しなどにより、差し引き2億9,161万円の減額、17ページに移っていただき、項2.徴税費におきまして、公売及び強制執行を行う必要がなくなったことによる弁護士委託料など203万円の減額、項3.戸籍住民基本台帳費におきまして、国補助金の確定により、マイナンバーカード等へ旧姓表記をするためのシステム改修費406万円の減額、項5.統計調査費におきましても、国補助金の確定により財源更正をお願いするものでございます

18ページを御覧ください。款3.民生費 項1.社会福祉費におきましては、職員の退職に伴う人件費の減による介護保険事業勘定特別会計への繰出金の減、事業実績による臨時福祉給付に係る国への返還金の増など、差し引き199万円の増額、項2.児童福祉費におきまして、事業実績により、保育所及び認定こども園の運営委託費など364万円の増額、款4.衛生費 項1.保健衛生費におきまして、事業実績により上水道老朽管更新事業の一般会計負担金160万円の減額、項2.清掃費におきまして、入札執行による分別収集指定袋及び塵芥車購入費の不用額370万円の減額をお願いするものです。

19ページに移っていただき、款5.農商工業費 項1.農業費におきましては、国補助金の確定により財源更正をお願いするもの、項2.商工費におきまして、唐院工業団地拡幅予定地の確定に時間を要し、予定していた用地測量及び境界明示業務が実施できなかったため、委託料300万円の減額、款6.土木費 項1.土木管理費におきまして、第1浄化センター周辺環境整備事業に係る未登記地の分筆登記等委託実績により、委託料523万円の減額、項2.道路橋梁費におきまして、事業実績による道路・橋梁長寿命化対策工事費の減、設計変更による町道拡幅工事の実施年度変更などにより、1億4,272万円の減額をお願いするものでござ

います。

20ページを御覧ください。項3.都市計画費におきまして、入札執行による駅前周辺整備事業に係る請負金額の減少や、業務進捗に伴う業務量の減少などにより、1,629万円の減額、項4.住宅費におきまして、事業実績による公営住宅修理費300万円の減額、款8.教育費 項1.教育総務費におきまして、対象者の減による就園・就学助成費の減などにより、176万円の減額、21ページに移っていただき、項2.小学校費におきまして、実績に伴うアルバイト賃金の減及びパソコンの導入時期が変更となったことによるパソコン使用料等の減により、475万円の減額、項4.中学校費におきまして、平成29年度執行額の精算に伴う式下中学校川西町分担金の減により、215万円の減額、項5.幼稚園費におきまして、運動場改修工事の執行実績により、153万円の減額、項6.社会教育費におきまして、文化会館における第1期空調設備改修工事など各種事業実績による減、県補助の不採択による事業の未実施、町職員の配置によるアルバイト賃金の減などにより、1,978万円の減額、22ページに移っていただき、項7.保健体育費におきましては、施設備品の購入実績により、30万円の減額をお願いするものでございます。

主な歳出につきましては以上です。

次に、歳入につきましては、戻っていただいて、11ページを御覧ください。

款13.国庫支出金におきましては、実績により補正を行うもので、主に児童措置費国庫負担金の増、道路橋梁費補助金や都市公園等整備交付金の減など、差し引き4,860万円の減額をお願いするものでございます。

12ページを御覧ください。款14.県支出金におきましても、実績により補正を行うものでございまして、主に児童措置費県費負担金の増、まちづくり連携事業補助金や社会教育費補助金の減など、差し引き245万円の減額をお願いするものでございます。

13ページに移っていただき、款16.寄附金におきまして、社会福祉法人いわれ会からの指定寄附金6万1,000円の増額、款17.繰入金 項1.基金繰入金におきまして、文化会館における第1期空調設備改修工事、第1浄化センター周辺環境整備事業に係る分筆登記委託等に係る原資として、地域づくり振興基金、環境整備基金等の基金の取り崩しを予定しておりましたが、当初予定より工事費や委託費などが少額で済んだことから、2,124万円の減額、14ページに移っていただき、項2.他会計繰入金におきまして、国民健康保険特別会計における奈良県特別調整交付金の増により76万円の増額、款19.諸収入におきまして、新市町村振興宝くじ交付金の減及び後期高齢者医療給付費負担金の返還に伴う増、差し引き74万円の増額、款20.町債におきまして、デジタル防災行政無線の整備年度変更に伴う緊急防災・減債事業債の減、道路橋梁長寿命化対策工事等の補助対象額が確定したことに伴う公共事業債の減、町道拡幅工事の実施年度変更に伴う地方道路等整備事業債の減など、計4億2,850万円の減額をお願いするも



のです。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ4億9,923万円の減額補正をお願いするものであります。これによりまして、平成29年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億6,557万円となります。

そのほか、繰越明許としまして、6ページを御覧ください。

産業団地形成事業に係る市街化区域編入協議図書作成事業及び川西幼稚園・小学校空調設備設置事業について、今年度中での執行が困難なことから、翌年度に繰り越して使用するため、1億882万円の繰越明許費をお願いいたします。

7ページを御覧ください。債務負担行為の補正についてでございます。

国庫補助の減による事業量の縮小に伴い、債務負担行為の廃止をお願いするものでございます。

8ページを御覧ください。地方債限度額の補正についてでございます。

各種事業の実績に合わせて、それぞれ限度額の減額をお願いするものでございます。

次に、議案第9号、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

4ページを御覧ください。保健センターで策定した第1次食育推進計画（後期計画）について、国民健康保険被保険者に係る部分の策定費用に対して県補助金が交付されたため、歳入歳出とも76万8,000円の増額をお願いするものでございます。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ12億1,994万円となります。

次に、議案第10号、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

4ページを御覧ください。保険料収納額の増額見込みに伴う後期高齢者医療広域連合への保険料負担金の増等により、歳入歳出とも195万円の増額をお願いするものでございます。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億3,092万円となります。

次に、議案第11号、平成29年度介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

4ページを御覧ください。職員の退職等に伴う人権費の実績見込み減により、歳入歳出とも400万円の減額をお願いするものでございます。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ9億4,462万円となります。

次に、議案第12号、平成29年度水道事業会計補正予算についてでございます。

3ページを御覧ください。収益的収入におきまして、水道料金の収入減、新規

給水の減少に伴うその他営業収益の減などにより、1,104万円の減額、収益的支出におきまして、県水受水費の増、減価償却費及び消費税の増、受託工事費の減などにより、差し引き524万円の増額をお願いするものでございます。

4ページを御覧ください。資本的収入におきまして、上水道の老朽管更新事業の一部が国庫補助の対象となったことにより、160万円の減額、資本的支出におきまして、大和中央道の水道管布設工事が中央道の工事延期により未執行となったことにより、2,420万円の減額をお願いするものでございます。

以上により、収益的収入 第1款水道事業収益は2億2,537万円、収益的支出 第1款水道事業費用は2億1,389万円、資本的収入 第1款資本的収入は739万円、資本的支出 第1款資本的支出は5,496万円となります。

次に、議案第13号、平成29年度下水道事業会計補正予算についてでございます。

まず、起債限度額の補正についてでございます。

2ページの第4条を御覧ください。事業実績に合わせて限度額の増をお願いするものでございます。

3ページをごらんください。収益的収入におきまして、下水道料金の収入減、消費税の還付によるその他特別利益の増などにより、差し引き125万円の増額、収益的支出におきまして、委託料や工事費の減による管渠費の減、消費税確定によるその他特別損失の減などにより、948万円の減額をお願いするものでございます。

以上により、収益的収入 第1款下水道事業収益は2億7,831万円、収益的支出 第1款下水道事業費用は2億6,248万円、資本的収入 第1款資本的収入は2億516万円、資本的支出 第1款資本的支出は2億516万円となります。

以上が、平成29年度の補正予算関係でございます。

続きまして、条例の制定及び一部改正等、予算外議案について御説明いたします。

まず、議案第14号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。

1枚おめくりください。これは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律に基づき、役場業務では得られにくい専門的な知識や経験を備えた人材または公務の能率的運営に必要な人材を確保するための条例の制定でございます。

次に、議案第15号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第16号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

これらは、先ほど説明いたしました一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴い、短時間勤務の任期付職員に係る1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振り、年次有給休暇の日数など、服務規程を整備するための改正で

ございます。

次に、議案第17号、川西町行政組織条例の一部改正について、議案第18号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

これらは、組織の簡素化を目的とした組織改革の実施によるものでございまして、部の廃止と課の統廃合及び級別基準職務表を変更するための改正でございます。

次に、議案第19号、川西町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例を加える規定の整備であり、県内の全市町村が奈良県の税条例の規定に統一するための改正でございます。

次に、議案第20号、川西町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、高齢者医療の確保に関する法律の改正に伴うものでございまして、国民健康保険法上の住所地特例の適用を受けている被保険者が、75歳到達等により後期高齢者医療に加入する場合、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするための改正でございます。

次に、議案第21号、川西町国民健康保険条例の一部改正について、議案第22号、川西町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

これらは、国民健康保険法施行令の改正により、国民健康保険の運営が市町村単位から県単位になることに伴う条例改正でございます。

主な改正内容は、国民健康保険運営協議会等に係る表現の変更、出産育児一時金の加算額の変更、基礎課税額等の定義の変更、保険税率の変更等でございます。なお、保険税率につきましては、平成36年度に保険料水準の県内統一が予定されておりますが、被保険者の急激な負担増を避けるため、段階的に保険料率を見直すこととしております。平成30年度は、賦課方式の見直しとあわせ、基金の取り崩しも考慮しながら保険税率の設定を行っております。

次に、議案第23号、川西町指定介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。

1枚おめくりください。これは、平成30年4月1日より指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されることに伴い、当該事業者の指定基準等について条例を制定するものでございます。

次に、議案第24号、川西町介護保険条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、第7期介護保険事業計画に基づく介護保険料等の変更及び介護保険法の改正による罰則規定対象者の見直しなどを行うための改正でございます。なお、保険料の変更につきましては、平成28年度末時点の介護保険準備基金への積立額（76,491千円）全額を取り崩すなど、保険料

の軽減に努め、被保険者の負担に配慮しております。

次に、議案第25号、川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第26号、川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第27号、川西町指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これらの3条例につきましては、関係する厚生労働省令の公布に伴い、各事業等の運営に関する基準の変更等を行うための改正でございます。

次に、議案第28号、川西町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10号第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、関係する法律の改正及び新規法律の施行に伴うものでございまして、根拠法令の変更、緑地面積等の緩和、適用区域に唐院工業団地を追加、唐院工業団地内の既存工場等に係る取り扱い規定の整備等を行うための改正でございます。

次に、議案第29号、川西町都市公園条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、都市公園法の改正により、飲食店、売店等の公園施設について、設置・管理ができる者を公募により決定できる制度、いわゆる公募設置管理制度が導入されたことに伴い、引用条項の変更を行うための改正でございます。

次に、議案第30号、川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うものでございまして、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額に関しての改正でございます。

次に、議案第31号、川西町道路線の認定についてでございます。

これは、分譲住宅開発による道路移管や駅前周辺整備事業の計画策定等に伴い、7路線について町道の新規認定を行うものでございます。

次に、議案第32号、川西町道路線の廃止について、議案第33号、川西町道路線の一部廃止についてでございます。

これらは、公営住宅の用途廃止や公営住宅建替事業など町事業による区画形状を変更したことに伴い、一般交通に支障がなくなった町道の廃止または一部廃止を行うものでございます。

次に、議案第34号、川西町体育施設の指定管理者の指定についてでございます。

これは、体育館や運動公園など町内7体育施設の指定管理について、NPO法人川西スポーツクラブとの契約期間が今月末で満了となるため、引き続き3年間、川西スポーツクラブを指定管理者として指定を行いたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議案については、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、既に配付しておりますとお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、日程第38、諮問第1号及び日程第39、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、日程第40、同意第1号、川西町監査委員の選任についての3議案を一括議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町議長（竹村匡正君） 次に、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

これは、現在、人権擁護委員として就任していただいております葛原のり子委員、岩井良則委員の任期が平成30年6月末で満了となるため、後任として、池田安希子氏、椿井勇司氏を委員候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

池田氏は、昭和25年11月22日生まれでございます。昭和46年から平成22年まで、八尾市の小学校教諭として勤務をなされました。

椿井氏は、昭和29年9月4日生まれでございます。昭和58年から平成26年まで、奈良市の高校教諭として勤務をなされ、退職後も、天理大学の非常勤講師、川西町の人権教育推進協議会理事として御活躍されております。

両名とも長年にわたり教諭として人権教育に携わっておられ、人権問題に精通しておられます。

次に、同意第1号、川西町監査委員の選任についてでございます。

現在、監査委員として就任していただいております木村衛委員の任期が今月末で満了となるため、後任として、西田亜希子氏の委員選任につきまして御同意を願うものでございます。

西田氏は、昭和49年1月11日生まれでございます。平成13年に税理士資格を取得され、会計事務所に勤務しながら経験を積み、平成18年に御自身の会計事務所を開業されるなど、会計事務に精通しておられます。

御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（森本修司君） ただいま説明のありました諮問第1号については、異議がないと答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、異議がないと答申することに決しました。続きまして、諮問第2号について、異議がないと答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、異議がないと答申することに決しました。次に、説明のありました同意第1号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。

お諮りいたします。

同意第1号、川西町監査委員（西田亜希子氏）の選任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま同意いただきました川西町監査委員の西田亜希子氏にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。

（西田亜希子君 入場）

監査委員（西田亜希子君） 西田です。御承認いただき、ありがとうございます。

よろしく願いいたします。（拍手）

議 長（森本修司君） ありがとうございます。それでは、西田様、よろしく願いいたします。

（西田亜希子君 退席）

議 長（森本修司君） また、今までお世話になりました木村監査委員におかれましては、12年間にわたり川西町の監査委員として御指導いただき、ありがとうございました。今後もますますの御健康と御活躍をお祈り申し上げたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、23日午後2時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案につ

いて、委員長の報告を求めることにいたします。

また、13日におきましては、再開日となっておりますので、召集願います。  
本日は、どうもありがとうございました。

(午前11時16分 散会)

平成 3 0 年川西町議会  
第 1 回定例会会議録

( 第 2 号 )

平成 3 0 年 3 月 1 3 日



平成30年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成30年3月13日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成30年3月13日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則      2番 安井知子      3番 福西広理 4番 伊藤彰夫      5番 石田三郎      6番 今村榮一 7番 松本史郎      8番 寺澤秀和      9番 森本修司 10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 竹村匡正                      副町長 森田政美 教育長 山嶋健司                      理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉                      福祉部長 奥 隆至 教育次長 栗原 進                      水道部長 福本哲也 会計管理者 福本誠治                      総務課長 石田知孝 総合政策課長 山口尚亮                      税務課長 西川直明 健康福祉課長 吉岡秀樹                      産業建設課長 中川辰也 社会教育課長 岡田充浩	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	7番 松本史郎 議員	8番 寺澤秀和 議員

## 川西町議会第1回定例会（議事日程）

平成30年3月13日（火）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成30年川西町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。

2番 安井知子君。

2番議員(安井知子君) 議長の許可を得まして、質問させていただきます。

昨年10月22日の台風21号で考えるべきこと。

今まで想像もしなかった雨量とエリアメールが出なかったことが重なり、テレビで避難勧告、避難指示を見ても、実感として何をすべきかわからない人が多かったと思います。でも、冠水の現状を見、聞き、驚き、無我夢中で避難されたことと思います。

初期避難は重要です。でも、一歩おくれがちな災害時要援護者の方の名簿を、少なくとも自治会長に配付すべきではないのか。今回、避難者の一番多かった保田、唐院、南吐田ではスムーズに対応されましたか。

また、床下浸水7件の東城においても、一般住民は何を持っていくべきか、災害の大きさを計り知れないため、わからないことが多かったとの声あり。発信内容を具体的に。

上吐田、北吐田、南吐田、保田地区の冠水を何とか防げるような施策は。

大和川、寺川、飛鳥川、曾我川、4河川とも一級河川だから、国の管轄下であり、町ではいかんともしがたくとの返事でおさめてはいけません。川西町の地形に問題があるとは思いますが、素人考えでは、下流の川底を下げては？

今後、何としても県や国に働きかけるための太いパイプをつくり、町長自らが動く必要があるのでは？ また、その姿を町民に見せて、安心を与えねばと思います。

大きな災害が起こってからでは遅いのです。諦めたら何も始まりません。

今回避難された人は、ふれあいセンター169名、中央体育館54名、南吐田34名他となっておりますが、毛布が550枚、水1,374本が配布されたとのこと。そして、毛布は捨てるか提供するとのこと。コインランドリーで洗い、乾燥すれば、1枚300円ぐらいで済むはず。買えば2,650円。今回の補填として320万円の予算が組まれました。そのうち毛布が530枚、150万円です。救急車においても病院においても、毛布は1回の使い捨てではありません。今回の毛布は役場から出ましたが、各自治会の保有分を活用すべきとも考えます。そのときの補填対策についても考えていただきたいと思います。

川西町善意銀行よりの寄附として、平成23年30万円、24年30万円、25年10万円、26年10万円、27年10万円、計90万円を各地区にいた

きました。これで防災対策としての用品を購入すべしとのことで、各自治会長または防災委員が対応しました。中には対応年がおくれ、全額いただけなかった地区、また、川西町の4地区においてはゼロ円のところもあるとのこと。計1,200万円をいただきました。これは、災害が起こって72時間は、Golden 72 Hours Ruleとして、自助・共助で生き延びる必要あり。その後、公助が届くだろうと考えられたための対策かと思えます。

そこで、各地区がそれぞれ何をどこに保有しているか、住民は知っておられますか。今回、有意義に活用されましたか。

「災害は、忘れた頃にやってくる」との言葉は、近年当てはまりません。毎年至るところで悲しい災害が起こっています。私たちも助け合い、知恵を出し合い、今回の経験をもとに、失見当（慌てる・判断力が奪われる）に陥らないように、対応していく準備をしておきたいものです。

終わります。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問、「昨年10月22日の台風21号で考えるべきこと」についての御質問にお答えいたします。

台風21号では、災害情報の伝達手段である緊急速報メール（エリアメール）を活用することができず、住民の皆様には不安を与える結果となってしまいました。エリアメールにつきましては、その後、正常利用ができるよう手続を進め、去る2月16日に、川西町自主防災連絡協議会の皆様と共催させていただきました平成29年度川西町防災訓練において、情報伝達訓練の一環としてエリアメールの訓練配信を行い、携帯電話の主要なキャリアへの正常着信を確認したところでございます。

御質問のございました災害時要援護者名簿につきましては、防災施策において特に配慮を要する方を要配慮者、災害発生時の避難などに特に支援を要する方を避難行動要支援者としてそれぞれ把握し、その名簿を、例年12月に開催しております川西町自主防災連絡協議会総会において、災害発生時における各地域の防災の担い手となっていただきますとともに、災害時の避難支援が必要な方を各自主防災会員に指示し、円滑な避難誘導を行っていただくために、まず町内の各自主防災会の代表者に配付しているところでございます。各自主防災会長様と自治会長様が異なる地区については、自主防災会に情報共有が図れるようお願いしていきたいと考えております。

また、各地区の冠水を防ぐ施策については、議員がお述べのように、川西町を流れる大和川、曾我川、寺川、飛鳥川は一級河川のため、国または奈良県が管理しております。昨年台風では、4河川とも水位が非常に高くなり、堤防を越水する可能性が高い場所が確認されました。このため、私自ら国及び奈良県に対して、昨年の12月21日と今年の2月23日に河川堤防の強化を要望しましたところ、奈良県からは、まずは現在の堤防の状況調査を行い、必要な対策を検討す

るとの返事をいただいております。

今後は、奈良県の調査結果を踏まえ、対応策について奈良県と協議を行っていく予定でございます。

2つ目の御質問にありました災害備蓄品についてでございますが、備蓄品の調達につきましては、災害時におけるより安心安全な品物の供給を念頭に行っているところでございます。

毛布の再利用につきましては、コスト面及び備蓄に対応するための衛生面などを踏まえ、再利用は行わないほうがよいと考えております。

また、各自主防災会の保有分の活用についてでございますが、各自主防災会が保有されている防災備蓄品につきましては、災害発生時に開設される各地域の一時避難所への避難者に対し使用されるものでございます。町が開設する6カ所の指定避難所で使用する防災備蓄品については、人口規模に見合った備蓄計画に基づき、町が整備を進めており、災害発生時に使用した分の補填についても、必要数量を常に見きわめながら行ってまいりたいと考えております。

ただ、自主防災会及び自治会の災害備蓄品の消耗につきましては、各団体での補填をお願いしたいと考えております。

3つ目の御質問にございました、各自主防災会が保有している災害対策用備蓄品の活用についてでございますが、議員お述べのとおり、共助に当たる各自主防災組織が地震や風水害など災害の発生やその予防のために、自主的に住民が連帯・協働して被害の防止や軽減に当たっていただくための備蓄品の整備として、川西町社会福祉協議会や本町の補助金で整備いただいているものでございまして、各自主防災組織で有効に御活用いただきたいと考えております。

住民がどこに何を保有しているか知っているのかとの御質問については、各自主防災組織に対する補助制度、川西町自主防災組織活動支援補助金を御活用いただき、各自主防災組織が、防災訓練を通じて、地区住民の方々に備蓄品についての保有場所や保有物品についても啓発を行っていただきたいと思っております。

今後とも住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりのための防災対策に取り組んでいく所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 安井議員。

2番議員（安井知子君） あの日は、ライフラインも異常がなかったのに、1人当たり水5.5本、毛布2枚。また、何も支給されない地区もありました。正しい備品配給、対応を今から考えておくべきだと思います。

私は、毛布の使い捨てには疑問を残しています。

終わります。

議長（森本修司君） 4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） それでは、議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定についてであります。

我が国の高齢化が急速に進む中、平成29年度版高齢社会白書を見ますと、平成28年10月1日時点において、65歳以上の高齢者人口の割合は27.3%になっています。本町を見ますと、同時点で32%になっています。平成30年には約33.7%と予想されています。これは、町の人口約8,700人に対し2,800人、およそ3人に1人が高齢者となってきています。これは、国全体の高齢化率をはるかに上回っており、今後もこの速さで高齢化が進むことが予想されます。さらに、団塊の世代が75歳以上となる7年後の平成37年には、本町の高齢化は35%と予想されています。

高齢者人口の急増に伴い、要介護・要支援認定者の大幅な増加、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯等の増加が見込まれます。今後、介護サービスの拡大とともに、それを支える人材の確保や育成、また、日常生活等の支援が必要な高齢者への対応も大きな課題となってくるとともに、介護保険料の増加が懸念されます。

このような状況から、国は、これまでに地域包括ケアシステムの構築を自治体に示してきました。本町でも、平成27年度から構築に向けた取り組みが始まっています。そして、平成29年5月に成立した地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律においては、さらに地域包括ケアシステムを深化・推進した高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮した給付の適正化が求められています。

川西町では、「長生きを喜べるまち、楽しめるまちへ」を基本理念に進めてきていますが、これからの高齢者が住み慣れたこの地域で豊かに生き生きと暮らせるようなまちづくりを目指していかなければならないと考えます。

そこで、平成30年4月から始まる第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定について、町長にお尋ねいたします。

まず1つ目は、高齢化が進む本町の将来を見据えて、高齢者に十分に配慮した計画になっているのかどうか、まず、策定方法についてお尋ねします。

2つ目、介護保険制度で一番気になるのが保険料です。3年ごとの見直しで、少しずつ上がってきています。今以上の負担は厳しいと感じていますが、今回はどのように設定されているのか、また、今後の見通しはどのように考えているのでしょうか。

3つ目、地域包括ケアシステムの構築に向けて、今回の介護保険制度改正に係る自立支援、重度化防止、地域共生社会の実現等にどのように取り組んでいくのでしょうか。

4つ目は、本町が掲げる「長生きを喜べるまち、楽しめまち」へ、どのように進めていくのでしょうか。

5つ目は、本計画を進めていくための推進体制はできているのでしょうか。

以上5点、お尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問、第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画についてお答えいたします。

まず、施策の策定についてでございますが、川西町では、今回策定しました第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の事前準備として、平成28年度より、日常生活圏域ニーズ調査を実施し、また、過去の給付実績を取り込んだ国の見える化システムを利用し、将来給付量を推計した上で、平成29年6月より、都合4回の計画策定委員会を開催し、また、住民向けのパブリックコメントを募集するなどし、本事業計画の策定を進めてまいりました。

本町における平成30年3月1日現在の高齢化率は33.09%となっており、今後ますます高齢化が進行していくことが見込まれております。また、平成37年（2025年）には、要介護認定率が高くなる75歳以上が総人口比約21%になると見込まれていることから、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据えた施策展開をする必要があると思っております。

次に、介護保険料の設定でございますが、今期の標準保険料の月額4,865円に比べまして、152円アップの月額5,017円となりました。これには、平成28年度末の介護給付費準備基金7,649万1,000円全額を取り崩し、第7期の保険料の上昇を抑制するために使用しております。

今後の見通しでございますが、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）には高齢者人口は減るものの、後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれます。現在の介護保険水準を維持した場合、介護保険料、介護給付総額は上昇し、大幅に膨らむことが予想されております。介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮した給付の適正化をしていかなければなりません。

次期計画期間中は、国の進める地域包括ケアシステムの構築を進め、さらに深化・推進した高齢者の自立支援と、要介護状態の重度化防止、これについては、保険者機能の強化の一つとして、財政的インセンティブが新たに導入されます。データに基づく地域課題を分析した上で、介護予防、重度化防止等の取り組み内容や目標を設定し、その達成状況に応じて、成果を上げている市町村に交付金が増額される仕組みとなっていることから、本町もそれに向けた取り組みを進めていかなければなりません。

地域共生社会の実現に向け、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るために、地域住民による支え合いとともに、公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指していきます。

本町では、「長生きを喜べるまち、楽しめるまちへ」を基本理念に、地域包括ケアシステムを一層推進することとし、これまでの取り組みを引き継ぎつつ、これからの高齢者が住み慣れたこの地域で豊かにいきいきと暮らせるように、3つ

の基本方針、「いつまでも元気でいきいきと暮らせるまちに」「住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちに」「からだの状態に合わせた適切なサービスが受けられるまちに」を基本方針とし、計画の策定を行っております。

最後に、本計画を進めていくための推進体制でございますが、町民と行政の協働による計画の推進、保健・医療・福祉・介護の視点から計画を総合的に推進するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、介護事業者等、関係機関との連携を図り、広域的に取り組む必要があるものについては、県及び磯城郡等の近隣市町村と連携した取り組みを進めていきます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進のためにも、庁内関係機関との一層の連携が必要であり、保健・福祉・介護部門の強化はもとより、施策に係る関係各課と情報共有し、連携して取り組みを図る必要があることから、各課共通認識のもと、本計画で掲げた基本テーマ「長生きを喜べるまち、楽しめるまちへ」の実現に向け、庁内体制の準備を進めてまいりたいと思っておりますので、皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上です。

議長（森本修司君） 伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 本町の高齢化率は約33.09%とのこと。3人に1人が65歳以上となっており、介護保険制度はますます重要になってきております。

第7期介護保険事業計画は、日常生活圏域ニーズ調査に基づいて計画策定委員会で検討されています。その中で、介護保険料は、準備基金の取り崩しによって152円のアップで5,017円に抑えられた。これはいいことだと思います。ただ、3年後、6年後が心配です。

地域包括ケアシステムの構築については、国の施策に即して進められているとのこと。本町に合った川西町版の地域包括ケアシステムを一日でも早く構築していただきたいと思っております。

また、計画の推進には、医療・福祉関係機関、近隣市町村及び庁内の関係部署などと連携強化を図られているとのこと。「長生きを喜べるまち、楽しめるまち」の早期実現を期待しております。

以上で質問を終わります。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 今回の次期計画では、準備基金を全額取り崩すことによって上昇幅はかなり抑制されておりますが、これを使い切りますと、その次が大幅に増加することが予想されるわけでございます。

ですので、これからは介護にかからない人を増やしていくような施策をしっかりと推進して、今後の介護保険料の上昇抑制に努めていきたいと考えておりますので、また皆様方の御協力を賜りたいと思っております。

以上です。

議長（森本修司君） 3番 福西広理君。



3番議員（福西広理君） 皆様、おはようございます。3番 福西広理でございます。  
議長の許可をいただきましたので、事前通告書どおり、ICT、AIを活用したまちづくりについて質問いたします。

現在、少子高齢化、人口減少によりさまざまな課題を抱える社会において、本町におきましても、税収の減少、空き家や耕作放棄地の問題が増加してきております。それに伴い、竹村町長も組織改革や町職員数の削減で歳出の抑制を図っていくという考えを示され、問題解決に取り組んでおられるところであります。しかし、人口の減少数に比例して役場の仕事量が減るということはありません。職員を減らすには、業務の効率化が必須となります。

そこで、業務の効率化のツールの一つとして、情報通信技術、いわゆるICTを活用されていると思いますが、本町においてはICTをどのように活用しているのかをお伺いします。

また、これからは、目まぐるしく進化している人口知能、いわゆるAIの導入も検討していかなければならないと思います。これらICTやAIなどの最先端の技術や仕組みを理解し、活用できる職員の育成について、今後どのように行っていくのか、町長のお考えをお伺いします。

また、小学校では、2020年からプログラミング教育が必須となりますが、川西町での対応状況をお聞かせください。

最後に、携帯電話などの移動式通信端末の世帯保有率は9割を超え、今後も普及率は高まり、1人に1台の移動式通信端末が当たり前の時代を迎えようとしているのが現状です。この現状をまちの活性化や医療、介護、福祉、教育、防災、防犯、地域コミュニティの創出など、あらゆる分野で有効に活用していくために、まずは公共施設にWi-Fiスポットなどのインフラ整備が必要不可欠であると考えますが、本町の今後の取り組み方針をお伺いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 福西議員の御質問、ICT、AIを活用したまちづくりについてお答えいたします。

まず、1つ目の質問についてでございますが、本町のICTのシステムは、情報セキュリティの観点から、それぞれの用途や情報種別によって、基幹系、情報系、インターネット系と3つの分離したネットワーク上に構築し、活用しております。

基幹系といたしましては、主に窓口用住民サービスとして、住民情報の登録・管理、証明書の発行等の事務の効率化を図るためのシステムをマイナンバーや住民情報を取り扱うための閉域ネットワークを構築し、活用しております。

情報系といたしましては、主に国や県、他の公共団体との事務といたしまして、情報照会や情報提供、アプリケーションなど各種サービス利用のため、L G W A Nと呼ばれる閉域ネットワークを構築し、業務効率化に活用しております。

インターネット系といたしまして、ホームページ、フェイスブックなどの情報

提供や最新の情報収集などに、県管理のもとでセキュリティ対策を実施している奈良県セキュリティクラウドと呼ばれる通信網を経由して活用している状況でございます。

次に、2つ目の質問でございますが、自治体クラウドの導入や番号制導入による団体間連携など、地方自治体の情報システムを取り巻く環境が大きく変化する中、地方自治体では、ICTやAIなど最先端の技術に取り組むために、専門的な知識及び技能を有する人材の充実が求められており、それに対応すべく、クラウドでの基幹システムを共同利用している市町間（NR7）での担当職員相互の研究会や、奈良県電子自治体推進協議会の研修などを通して、職員の育成には努力してまいらなければならないと考えております。

次に、3つ目の質問でございますが、こちらは後ほど教育長から答弁いたします。

最後に、4つ目の御質問につきましては、議員御質問のとおり、Wi-Fiを含む公衆無線LANは、災害情報の提供や各種申請の受け付けなどの行政サービスの向上に効果的に寄与するものと考えられ、今後検討していく対象と考えておりますが、一方、無線LAN環境の整備に当たっては、初期整備費用はもとより、万全なセキュリティ対策を講じたネットワークの構築・運用管理に係る経費も必要となり、町公共施設での整備目的や費用に見合った効果などを総合的に検証する必要もございます。

したがって、町といたしましては、今後、近隣市町村の設置状況や国等の補助も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

今後、さらなる人口減少・高齢化の進展が予想される中で、限られた人材や財源といった行政資源を、ICTを効率的に活用することで、多様化・高度化する住民ニーズに対応していかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） それでは、御質問にありました川西小学校におきますプログラミング教育への対応状況につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

議員の御質問にありまして、3年後の平成32年度より本格実施となります新学習指導要領におきまして、ICT教育の中にキーボードを使った文字入力に加えまして、プログラミング体験を学習活動に取り入れていくことが求められております。基本的には高学年での学習としての位置づけとはなっていますが、全ての学年において、さまざまな教科を通して可能な範囲で取り組んでいくことも求められているところです。

これに対応していくために、プログラミングなどのICTに係る知識を初め、教職員全体の資質の向上が必要となってきていると感じております。このことから、委員会といたしましては、現在奈良県において実施されておりますICTを指導する教員を養成する研修に、川西小学校から教員1名を参加させております。

1年半近くにわたります密度の濃い研修と伺っておりますので、研修で得た知識を校内に還元してくれるものと期待しているところです。

今後におきましても、教職員等の資質の向上を図る研修等への積極的な参加につきまして、教職員には促してまいりたいと考えております。

以上で、御質問への回答とさせていただきます。

議長（森本修司君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） 質問の順番が前後しますが、まず、小学校のプログラミング教育への対応についてですが、教育長にお伺いいたします。

現在、1名の教員の方が研修に参加していただいております、そこで習得したことを学校内に還元してくれることを期待しているとのことですが、単純に考えて、研修に参加している教員の方が人事異動で他校に行ってしまうたり、退職してしまった場合は、誰がほかの教員に教えるのかという懸念がありますが、そのことに関してどのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） まず、さきに申し上げました研修、県の主催によりますエバンジェリスト育成研修と申しますけれども、現在、地教委等の推薦を受けた県下公立の小・中・高・支援学校の18名が参加しております。これは、昨年11月から来年の2月までの約16カ月間をかけて実施されます。これに参加しております川西小学校の教員は、現在在籍4年目の教員で、小学校内でもICTに明るい人材ということで、学校長との協議により、委員会より推薦した人物であります。

この教員が異動や退職となった場合、プログラミング教育を指導する教員がいなくなるのではという御心配かと思っておりますけれども、新採でない場合、人事異動につきましては、同一校10年という現在のシステム、基準がありますので、双方、委員会もしくは本人が異動を希望しない場合については、ないものと考えております。ただ、退職等不慮の事態となった場合には、県と——今、育成研修を行っておられるところになると思うんですけれども——調整をさせていただきながら、民間委託による指導の導入もやむを得ないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） プログラミング教育というのは、例えば電球はどのような原理で光るのかといったことや、植物の光合成には何が必要なのかという基礎的なことを教えるのと同レベルで、パソコンやスマートフォンなどはどのような原理でいろいろな機能が使えるのかという基礎を教える教科であると受けとめております。そういったプログラミングの基礎知識を、これからの時代、常識として小学校で教育しておくことが、子どもたちの将来の選択肢を広げるために必要不可欠になりますので、全ての教員の方がその意識と知識を身につけていただくべきだと思います。

川西小学校においても、県の対応のみに任せずに、積極的に本町としても取り組

んでいただくことをお願い申し上げます。

次の質問で、ICTやAIなどを活用できる職員の育成についてですが、ICTの活用は、幅広い分野での活用が期待されているところで、総務省では、平成26年度より、「ICT地域活性化大賞」と題して全国各地の活用事例を募集し、それを表彰し、公表するという制度ができております。そこで取り上げられている事例は、防災、防犯、子育て支援、健康、福祉、介護など多岐にわたり、本町でも制度として導入できそうな事例も多くあります。

本町においても、形式的なコンピュータやシステムの導入のみにとどまらず、いかにICTを活用して住民サービスの向上、業務の簡素化につなげられるかが重要であり、このような有効な活用方法を考えることのできる人材を育成することに力を入れるべきと考えますが、この点に関しまして、再度町長のお考え、方針をお聞かせいただけますでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 議員がお述べのとおり、総務省では、地域課題の解決に資するICTの利活用を普及促進していくことを目的に、平成26年度より、先進的な地域情報化事例を地方創生に資する地域情報化大賞として表彰しております。

これらの事例では、地域の安心安全や住民の個々の疾病管理、また、子育てしやすい地域をつくることを目指して、母子健康手帳や各種検診結果、学校からのお知らせなど、子どもにかかわるさまざまな情報を住民一人一人にわかりやすく伝えることなど、参考とすべき事例が多くあることを承知しております。

ただ、個々の職員がいろいろな行政課題に対してどのようにICTを利用していくかの知見の習得がまずもって必要になってくるものと考えております。これが議員のおっしゃる人材育成であると思いますが、これらについて総務省では、地域が抱えるさまざまな課題を解決するため、ICTを利活用した取り組みを検討する地方公共団体等からの求めに応じて、ICTの知見等を有する地域情報化アドバイザーを派遣し、ICT利活用に関する助言等も行っているようでございますので、このような制度も活用できないかどうかを検討して、人材育成には努めたいと考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 福西議員。

3 番 議員（福西広理君） 毎年予算の中で多額のシステムの導入費用やシステムの改修費用、システムメンテナンス費用などが使われていますが、これらのお大半が制度や法の改正に伴うもので、業務の効率化や住民サービスの向上につながっているというものがわずかしかないというのが現状です。多額の費用をかけて構築しているシステムを使用し、また活用するのは全て人ですので、しっかりと人材の育成、教育に力を入れていただくことを再度お願い申し上げます。

最後になりますが、公衆無線LAN、Wi-Fiスポットの設置についてですが、近隣市町村の設置状況や国等の補助も参考にしながら、今後導入を検討していく対

象とお聞きできましたが、御承知であると思いますが、この制度は、「防災等に資するWi-Fi環境の整備」という名目で、総務省の補助対象事業となっており、補助対象期限が、今のところ平成31年度までとなっております。また、近隣市町村では、先日、田原本町に15基のWi-Fiのアクセスポイントを設置されましたが、それにかかった費用は、初期導入費用約200万円、ランニングコストが毎月10万円程度ということです。

大規模災害時に有効な通信手段として、また、住民の利便性やコミュニティの場の創出の手段の一つとして導入するのに、比較的安価な値段で効果があらわれるものとされています。川西町においては、例えば文化会館につくった木育広場にもっと人が集まってもらうために無料Wi-Fiスポットを活用するということや、図書館で本を読みながら、ちょっと調べ物をしたいときにWi-Fi環境があれば、簡単にスマートフォンやタブレット端末などを利用できたり等、さまざまな場面で活用できる手段であり、今後ますます住民ニーズも高まっていくものと考えられます。

今後、導入を検討していただく対象であると御答弁いただきましたので、総務省の補助金対象事業にもなっておりますので、ぜひ早期の導入をお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

議 長（森本修司君） 1 番 松村定則君。

1 番議員（松村定則君） 1 番 松村です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

川西町では、小学校への登下校時に見守り隊の方がボランティアで生徒たちの登下校の安全を見守ってくださっています。見守り隊の皆様の御苦勞に対し、この場をおかりして感謝申し上げます。

川西町内には、隣接する市町村へ通り抜ける県道36号線や108号線は、車両も多く、近く大和中央道も整備され、町内の交通量も増大すると考えられます。川西町役場前から結崎駅前までの道路もきれいに整備されましたが、見通しがよくなったためか、制限速度を超えて通行する車両が増えて、危険だと聞いております。あってはならないことですが、不注意な運転による交通事故や不審者によるいたずらや連れ去り行為などが、いつ発生するかわかりません。

町内では、近く防犯カメラが宮前橋と唐院橋の2カ所に設置されますが、そこだけにとどまらず、川西小学校の校門前、南都銀行南側交差点、地商連北側交差点、川西体育館北側交差点など、子どもたちの通学路に当たる交差点への設置をお願いいたします。

防犯カメラの設置により、交通安全への注意喚起や、不審者や犯罪行為への抑止効果も期待されます。安全なまちづくりに大きな成果を上げるのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 本件につきましては、通学路への防犯カメラの設置についてという御質問でございますので、教育担当部局より説明させていただきます。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） それでは、私のほうから、松村議員御質問の通学路への防犯カメラの設置についてお答えさせていただきます。

現在の児童登下校時の安全確保につきましては、議員も御存じのように、川西見守り隊の皆様によるボランティアでの見守り活動、また、青色パトロールによる通学路の巡視によりまして、その安全が図られているところでございます。川西見守り隊の皆様には、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。

近年、不注意による通学路での交通事故や子どもを狙った凶悪犯罪が、全国各地において発生しております。また、不審者によるいたずらや連れ去り行為の前兆とも言われる子どもに対する声かけ事案も増加傾向にあると聞き及んでおります。

御質問にあります通学路に当たる交差点への防犯カメラの増設についてでございますが、防犯カメラは犯罪等の抑止効果があるものの、プライバシーの侵害やデータ管理等において課題も含んでおります。

これらのことから、現時点におきましては、本年度設置します2カ所の防犯カメラの効果検証も行いながら、十分な効果が認められ、また課題についても御理解が得られ、また対応ができるようであれば、改めて検討してまいりたいと考えます。

ただし、防犯カメラの設置につきましては、あくまでも安全対策の補完的なものでありますことから、まずは警察や地域ボランティアの皆様との役割分担も含めまして検討を加えていければと考えているところでございます。

御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（森本修司君） 松村議員。

1番議員（松村定則君） 防犯カメラの設置のことについて御検討いただけるのかなと思います。プライバシー等、いろいろ問題はあるかと思いますが、防犯カメラの設置によって、24時間の監視が可能になるのかなと思います。見守り隊の方、それ以外のパトロールにも時間の限度があるのかなと。24時間監視をすることによって、安全を守られるのかなと。

私も交通安全で交差点に立たせてもらうこともありますが、そのときは、やはり通行される方の安全運転なんかも大いに寄与されている、そこにカメラがあることによって、さらなる安全が守られるのかなと。私個人ですが、自分の乗っている車にドライブレコーダーの設置も検討しておるところです。このことも含めまして、さらなる安全の確保に御努力いただきますよう、よろしく願いしまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。議長の許可を得ましたので、前の4人に続きまして、町長に質問いたします。

今般は、生活保護基準といたしますか、行政施策を実施するに当たりましての最低

生活費の目安をどのあたりに置くのか、そのもととなる生活保護の基準に関して、町長に御所見をお伺いするものであります。

触れましたように、住民生活を応援する行政施策を実施する上で、その基準として、最低生活費をどのくらいに見積もるのかという問題が何かにつけ生じます。結果、この値によりまして、各種施策の内容にも影響が及ぶこととなります。これらの大本には、生活保護制度が大きな基準になることでありましょう。

その生活保護制度であります、今年には5年に一度の生活扶助費の見直しの年に当たりまして、今年の見直しにおいては、その扶助費の額が引き下がろうとしていることは、町長も御承知のとおりであります。町長とは、御就任以来、低所得者への工面を自治体としてどう図っていくのか、医療保険制度を初め、本町の各種の施策においても、税の賦課も含め、控除の検討など手厚くするよう議論を重ねてきているところでありますが、このあたりについては、その大本となる生活保護基準が引き下がれば、おのずと今後の施策に対する見方や考え方にもその影響は否めない懸念するところでありますが、まずは、町長御自身はいかに受けとめておられるのか、御所見をお聞かせください。

また、政府の考え方としましては、所得がその額を下回る国民を貧困層とする基準額である貧困ラインが下がったので、貧困率が低下したことから、保護基準との間に乖離が生じないように、それに合わせていくための引き下げなんだということですが、政府が基準と称する貧困ラインが下がりましたら、それまでそのライン以下にいた人の所得がこれまでと変わっていないのにも、新たな貧困ラインより上になる人は、貧困のカウントから除外されるのが今度の仕組みであります。このように、その人の所得が変わっていないのに、物差しの基準を下げ、その人の置かれている状態が変わるといような、こうした基準のほうを変更して、同じ所得の人が貧困のカウントから除外されても、それは貧困からの脱出とは到底言えるようなことにはなりません。

こうした手法について妥当か否か、こうしたやり方、考え方についても、町長の率直なところをお聞かせいただけたらと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。  
町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問、「生活保護基準について」にお答えいたします。

まず、議員仰せのとおり、5年ごとの生活保護基準の見直しが2018年度に予定されております。生活保護制度とは、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を定めた憲法25条の理念に基づき、国がその責任において生活困窮者に対し必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を目的とする制度でございます。

生活保護基準は、最低限度の生活を維持するための尺度として、厚生労働大臣が決定されるものでございます。今回の見直しは、生活保護基準と一般低所得世

帯の消費実態や世帯員の年齢や人数、居住地域に照らして比較検証するとともに、近年のデフレ傾向から、20年度以降の物価動向を勘案して行われたと聞いております。

このように、生活保護基準は、国民に等しく平等に適用されるべきという意味で、国の権限と責任が圧倒的に大きい分野でございますが、町といたしましては、まだ具体的には示されていないことから、川西町への影響となりますと、現時点においては非常に判断が難しいというふうに考えております。

今回の生活保護基準の見直しについては、生活保護制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考えとして検討されていると考えています。町としても、個々の世帯への影響を確認・注視するとともに、今後一体的に取り組むこととされております生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しにかかわる国の動向に留意しながら対応していきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 生活保護制度そのものは国の制度でありますし、それに対する対応についての町長のお話かと存じますが、それはそれとしまして、見直される保護基準が下がることによって、直接保護基準そのものではありませんが、本町としてさまざまな低所得者対策を税から福祉、医療、保健、さまざまな部面で実施をしていますけれども、それらを実施するに当たって、どのぐらいの基準でいくかという何かの基準を見つけようとした場合、その大本はやっぱり生活保護基準に照らしまするので、その照らしている基準が下がったら、町の取り組みにも影響が懸念される。その辺の関係について、町長自身、今どう受けとめておられるかをお聞かせいただきたい、こういう趣旨の質問でありますので、そここのところをお聞かせいただけますか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 現在、町におきましては、国民健康保険税や介護保険料、また水道料金、下水道料金等々、生活保護者を対象とした減免というようなものもございますので、当然、保護から外れると、その状態から外れるというような影響があるというのは認識しておる次第でございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 基準が変われば、それは影響が出る、こういうことかと思えます。

5年に一度の生活扶助費の見直しなんですけれども、保護の扶助費が見直されますと、今年の国の予算案の中ではそれが引き下がろうということになっていきます。それが何で引き下がるのかという国の考え方の説明がありましたけれども、それでは、貧困ラインが下がってきているので、基準もそれとの間で乖離が出ん



ように見直すんだということでもあります。

貧困ラインというのは、国民全部の一番安い人から一番高い人までの真ん中をとって、その半分が貧困ラインと、こういうことになるような指標のようでもありますけれども、その貧困ラインが下がってきているというのが、とりあえず制度を改めていくということに対する見直しのもとに持っている物差しなんです、これまで制度を利用していた人も含めて、その人の所得が変わっていなくても、そのラインが下がることによって、ラインが下がる前は貧困ラインの下にはいた人が、ラインの上に行くから貧困層から除外されるということで、制度適用から除外されることになるというのが、今度の制度適用における全体的な影響かなと私は思っています。

この辺、その人の所得が変わらないのに、物差しにしていた基準を下げたことによって、今まで制度適用だった人が制度適用から除外されるというのは、先ほど町長が、生活保護制度のあり方、目的の話の中でおっしゃっていましたように、その人が保護制度を利用しながら、しっかりと自立して行って、貧困ラインがここにあったら、ここにいた人が自立して頑張っていくって、貧困ラインより上へ所得が上がったから脱出した、除外されたということが、本来のその人の自立を支えていく目的ということになると思うんですけども、この辺、今般のやり方はそうではなくて、その人の置かれている位置は一緒やけども、物差しを下げたことによって除外するというやり方です。

この辺のやり方については妥当か否か。町長が直接やっている町の取り組みではありませんが、その基準になる保護制度がそのように変わっていますので、そのところについて、こういうやり方は妥当か否か、いかがお感じになっておられますか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほども申し上げましたとおり、生活保護制度というのは、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を定めたものの理念に基づき制度構築されたものでございます。最低限度の生活に幾ら必要かというのは、個々の状況もございますので、積み上げ方式でやるとかというような算定はなかなか難しいと思います。

そこで、国のほうでは、戦後から生活扶助基準の改定方式を何種類かにわたって考えてきたわけで、例えば戦後直後でございましたら、標準生計費方式というもので算定されておりました。それがマーケットバスケット方式に変わり、その後、エンゲル方式、格差縮小方式、そして現在では、昭和59年より水準均衡方式ということで、一般世帯年収の下位10%層の生活費と均衡する扶助費額を算出して基準を設定しているわけでございます。

国のほうであらゆる知見を集約して定めているものでございますので、この基準についての判断、妥当か否かというのは、私のほうでの判断の余地はないのかなと考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 制度見直しの方針、それは町長が説明されたとおりで、それに基づいて国は見直してきているので、それは何ともしがたい、どうしようもない、そういうことでありますが、先ほども説明しましたように、一般低所得世帯、一番低いところから第10分位の下から10%、1割のところの生活実態と生活保護の基準が乖離するかせえへんか、そこを合わせにいくというやり方、町長の説明のとおり、そのやり方ですので、それでいくと、貧困ラインが下がってきてるので、その人の置かれている位置が同じ位置にあっても、ラインが下がったことによって、そのラインよりも上に行くから除外される、こういうことにならざるを得ないというのが制度そのものなので、これは何ともしがたい、どうしようもない話ですから、それはそういう制度なんです。

物差しを下げ、置かれている状態が変わらへんののに除外される、そういうやり方、手法、これに関して、町長が判断するとか判断せえへんとかの話と違って、やり方としてこういうやり方はどうなんやと、町長の率直なところをお聞かせいただけたらと存じます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほどから申し上げますとおり、国のほうであらゆる方式を検討した結果でございますので、私のほうで特に考える余地はないということでございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 判断、これを考える余地はないというのは、町長がおっしゃっているとおりやと思います。

それで、次に話を進めますが、その判断は別にしまして、基準がそういうふうになりました。町で取り組む諸制度もさまざまなことがありますので、どのぐらいの補助をする——例えばあるワクチン接種をしようと思ったら、かかった費用3,000円のうち1,500円分は役場から補助するとか、こういうことになっていますけれども、そういった基準を決めていきますよね、どのぐらいの取り組みをするとか。そういう基準の場合に、担当部署ともいろいろ話をしていて、基本的に出てくるのは、やっぱり最終的にその基準となるのは、生活保護基準という言葉がよく出てきます。これは、諸制度に取り組む上で考えていくべき一つの物差し、基準として、やっぱりいろんな部面で基準ということには十分なり得ると思いますが、これについては、町長は、町でできることとしたら、最低生活費がこのくらいやから、ここまでは助成しようとか、あるいは最低生活費を支えるために、最低生活費を超えて賦課していくことはあかんとかいうふうな基準になるとは思います、その基準は、やっぱり保護基準ということになると思うんです。

これは、制度がどうあれ、基準が上がろうが下がろうが、その基準に照らすということには変わりはないと思うんですけれども、そこら辺の見方はいかがでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 最低限度の生活というのはなかなか算定が難しいので、国で決められているというのは、先ほどから申しておるとおりでございます。

国の生活保護基準をもとに今後も考えていくつもりでございますが、先ほども申し上げましたとおり、川西町への影響、今後どういった影響になるのかというのはよく注視しながら対応・検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） やっぱり物差しとしてはそれを当てていくということを基本に考えていくというお話でありましたし、実際影響が出てくるのはこれからですので、そこは、その影響の状況を見ながら取り組みは見詰めていくということでありました。

例えば滞納が起こった場合なんかも、これらの基準が当てられてくるかなと思うんですけれども、これまでも滞納者との間では、分納誓約を取り交わして納付してもらおうということで、ずっと取り組みが続けられてきています。そういった誓約を交わす折にも、その人の置かれている状態を見ながら、これだけずつやったら納めてもらえるなということを見て、お互いが「これやったらいけます」という約束で誓約を交わしてきたということになると思います。

そこにもやっぱり最低生活費が——この人が滞納を納めていく上においても、これだけずつやったら、最低生活費はあるので生活できるということで分納誓約を決められていくと思います。見方としてはそういうことで誓約を結んで、それを守ってもらって、滞納されていたのをしっかり払ってもらおうということになるかと思うんですけれども、その辺の見方、決め方は、今言った内容で決めていっているようにこれまでずっと理解してきていますが、ここはそういうことで変わらないと思いますが、いかがでありますでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 税金の徴収、また、滞納された税金の滞納処分につきましては、例えば生活に困窮されている方、具体的に言いますと生活保護を受給されている方については、徴収猶予というような形をこれまでからとらせていただいております。

生活保護基準にない方で滞納されている方への徴収、滞納処分ということでございますが、国のほうでも国税徴収法施行令というものがございますので、その基準に基づいて、最低必要となる生活費、この部分を除外した分については、今後も徴収を進めてまいる所存でございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） ということは、その基準に照らしている最低生活費、ここを  
超えての徴収ではなく、それを除いて誓約を交わして納めていってもらい、払って  
いってもらいということには変わりがない、こういうことであつたかと思ひます。

国基準にせよ、基準は基準になってくるものでありますので、生活保護受給者  
の場合はいろんなことが免除されるということも、制度の中、取り組みの中では  
さまざまな部面で実際に実施されております。町長のきょうのお話の中でも、生  
活保護については憲法で保障された国の取り組みだというお話でありました。

ですから、生活保護制度というのは、そういう意味では、自治体が行き届く制  
度の中でも、最低生活を守る一定の基準にもなるし、国も社会保障全体、低所得  
者の皆さんを支えていく憲法で保障された権利として国が実施している制度であ  
るという認識を町長はお示しされておりますので、その辺については認識の相違  
はないものと思ひますが、この生活保護をしっかりと制度として利用していくこ  
とが、そういった状態に陥つた場合の国民の権利として履行されて初めて役に立  
つものと思ひますので、その辺は、やっぱり憲法で保障されているように、権利  
としての位置づけで、みんなが制度を利用してしかるべきという考えも町長御自  
身は一方ではお持ちかと存じますが、そこを最後に聞きまして、質問を  
終わります。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 議員がお述べのとおり、生活保護につきましてもは権利として  
利用していただくべきかなとは思つておりますけれども、一方で、自助というこ  
とでございまして、生活保護状態から脱するための方策もまた国を挙げて検討  
していただきたいというように思つておりますので、御理解を賜りたいと思ひま  
す。

以上です

議 長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました議案第1号、平成30年度川西町一般会計予算についてよ  
り、議案第34号、川西町体育施設の指定管理者の指定についてまでの34議案  
について一括議題といたします。

去る9日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより総括質疑に入  
ります。

質疑通告により、4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） それでは、総括質疑をさせていただきます。

議案第17号、行政組織条例の一部改正、議案第18号、一般職の職員の給与  
に関する条例の一部改正についてでございます。この2議案は、今後の川西町を  
左右する最重要案件と感じましたので、町長に質問いたします。

条例改正案には、役場の組織を現在の総務部、福祉部、産業建設部を廃止して

8課にする、給与条例案では、課長の給与は、今までの5級に加えて部長級の6級も適用となっています。

この議案書を見ただけでは、部をなくして課による組織になぜ今変える必要があるのか、わかりませんでした。部長は組織の頂点であり、課のまとめ役であり、他の部との調整役であり、企画・立案、業務の進捗管理を行うとともに、課員を育てるという大切な役割もあると思います。

また、部長級は、町長、副町長と対等に意見を交わすことができる存在であり、役場での上下のパイプ役でもあり、対外的には川西町の実務上のトップとして重責を担っています。部長、課長、課員が連携した強いチームワークが川西町を発展させ、住みよいまちをつくっていくと信じています。また、職員にとって目指すべきあこがれのポジションではないでしょうか。

役場の大規模な組織改革は、将来を見据え、有識者、地方自治の専門家、議員、職員などによる検討会や審議会などで十分に話し合った上で決めていくものだと思います。

そこで町長にお尋ねします。

1つ目は、この組織改革案は、突然あらわれたような印象を受けたのですが、検討会などで十分に話し合っただけでこられたのでしょうか。

2つ目、今回の議会に上程された議案第17号、第18号が可決された場合、役場の組織が根本的に変わります。現在の組織を今すぐに変えなければならないという問題点や課題はあるのでしょうか。

3つ目は、組織を変えた場合、町民も含め、本町にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。

4つ目、議案が可決された場合、総務部、福祉部、産業建設部以外の部長級である水道部長、教育次長、会計管理者も同様に廃止になるのでしょうか。

以上4点、お尋ねします。

議 長（森本修司君） 町長。  
町 長（竹村匡正君） 伊藤議員御質問の行政組織条例の一部改正、部長制の廃止につきましてお答えいたします。

現在、本町の職員の行政体系は、町長部局に総務部5課、福祉部3課、産業建設部1課と、3部9課、また、上下水道事業に1部1課、教育委員会事務局として、事務局次長及び2課の体制で業務を執行しております。

今回、行政組織の改正として御提案させていただきますのは、さきに申し上げた部課での業務執行体制を、各課の課長をトップとする業務体制に体系を簡素化し、8課の体制で業務を執行するものでございます。

この改正によりまして、基本的に課長の決裁権限が大幅に増大していくものと考えております。そうすることによりまして、文書事務や住民の皆様からの申請事項、個々の事案への対処も、よりスムーズになるものと思っております。

このように、組織を簡素化・改正することによって、住民の皆様からの要請に

対しましても迅速な対応ができるものとの思いで行うものでございます。

一方、組織の基本単位は課となりますが、各課の指導、調整、統括等を行う理事の職位を上位に配置することも今後検討してまいります。これにより、総務部や福祉部といった従来の枠組みを超えた組み合わせでも統括いただくことで、例えば駅・工業ゾーンの開発を念頭に総合政策課と建設を担当する理事、もしくは子育てや人口増加を念頭に総合政策課と健康福祉課を担当するような理事、もしくは低所得者対策として徴税課と住民保健課を統括する理事などを想定することができると思いますが、そういった形により、政策を前に進める、住民ニーズに的確に応えることができると考えております。

今回の提案につきましては、県内の本町と人口規模などが類似しております平群町、安堵町、高取町、下市町などの小規模な団体でも課長制をとられているところが多くございます。このような状況を踏まえた上での本町の職員構成の状況や今後の人口動態などを斟酌いたしまして、効率的な事務を執行する上で、より適正である組織の形態を、特別職及び理事、総務部長で検討を行ったものでございます。

水道部長、教育次長、会計管理者はどうなるのかとのことではございますが、議案を可決いただいた場合といたしまして、部長職は廃止いたします。個々の職名につきましても、整合性を踏まえて検討いたします。

地方自治法第2条15項において、地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるよう求められております。ぜひとも行政改革に御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（森本修司君） 伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） ただいまお聞きしました答弁では、条例を改正して、部長をなくし、課長をトップにすることにより、組織を簡素化して事務処理をスムーズに行い、住民対応なども迅速にできるということだったと思っております。

また、プロジェクトチームのような担当の理事を置いて、特定の事業に当たらせることも考えているということでしたが、今の部長体制でも、そういうことは可能だと私は思います。

それと、なぜ今、急いで部長ポストをなくさなければならないのか、なぜ今、組織を変えなければならないのかという疑問を持っております。それに対する具体的な、明確な説明が聞けなかったように思います。

ただ、総括質疑においては1回だけですので、細かい議論につきましては、また委員会で行いたいと思っておりますので、この場での総括質疑はこれで終わります。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。それでは、私の所属委員会外、福祉部所管になります一般会計予算、国保会計、後期高齢者医療会計予算、介護保険会計予算、国保税条例等、福祉部所管に関する議案に対してお尋ねをいたします。

まず、一般会計ですが、福祉医療費のところ、子ども医療費の現物給付化が来年8月実施に向けまして、その準備を進める予算化がなされております。懸案の課題が一步前進というところであります。

この制度ですけれども、国が、実施している自治体に対して、就学前の子どもに対してはペナルティーを外したことに起因する取り組みとなるわけです。これまでもそうですが、全国的には、ペナルティーを科せられても現物給付化に取り組んでいる自治体は少なくありません。この近畿、近隣でも、奈良県を除いて、それまでそういう取り組みを全自治体がやっておられたのは町長も御承知のとおりであります。

国が科すペナルティーですけれども、それが取り除かれた分は当然実施に踏み切ったらいいわけですけれども、ペナルティーがあるからできないんだということなんですけれども、この関係について、考え方として、町長は、子どもの置かれている状況を応援するということで取り組んでいる自治体が実際ある中で、そんなこと言うても、ペナルティーが科せられてるから、なかなかできないという、その関係ですので、こちら辺についてお考えをお示しいただけたらと存じます。

それと、対象年齢の引き上げ、これもペナルティーを科されている世代に現物給付をするのか、それとも現行制度そのものを高校卒業するまで引き上げていくのか、この辺についての方策はいかがお考えか、お聞かせいただけたらと存じます。

次に、児童措置費であります。

病後児対策、病児保育、この辺の受け皿の確保についてなんですけれども、そういった受け皿の必要性については現時点ではどうお考えか、お聞かせいただけたらと存じます。

その上で、実施するに当たりましての課題とか問題点があるのか、ある場合は、それをクリアしていくすべはどのような用意があるのか、その辺について方針があるようでしたら、お聞かせいただけたらと存じます。

次に、放課後児童対策であります。

学童保育のニーズはどんどん膨らんできて、現在、もうキャパを超えているという状況になっております。この間の議論ですけれども、あふれて、高学年からお断りせざるを得ないということですので、それらをどこで補足するかというと、子どもセンターの活用も含めて検討を進めたい、こういうことで議論はしているところでありますけれども、その具体化に向けた手だてはどうか、その辺をお示しいただきたいと存じます。

次に、予防費についてであります。

これは、各種の検診やワクチン接種等々、いろんな取り組みがありますけれども、その中で、一律の負担のものもあれば定額援助しているものと、さまざまに取り組みられています。既に住民税非課税等、そういう基準に基づいて一部負担あるいは全額免除という取り組みが実施されている分野もありますけれども、まだ

そうでない部分、住民税非課税世帯などが全額免除になっていない、その他の取り組み、適用されていない取り組みについて、これは手だてとしてとれないのか、それとも何らかの理由でとらないのか、この辺について状況をお示しいただけたらと存じます。

それから、清掃費についてであります。

ごみの減量に向けまして、この後、36年実施ですか、清掃工場の稼働に伴いまして15品目の分別が始まる、そういう方向で今取り組みが進められております。それらの取り組みは、ごみ分別で、ごみの資源化によって焼却量を減らしていくという取り組みで、そういう方向では十分資する取り組みになってはいますが、この取り組みの実施に向けた本町での見通しについて、逐次準備しながら順番に進めていくのか、稼働するときには用意ドンで一斉に始めるのか、その辺についてお聞かせいただきたいと存じます。

以上が一般会計です。

次に、国保会計並びに後期高齢者医療保険制度、その辺のところではありますが、これも国保は新年度からですけれども、県単位化に向けての制度変更によりまして、県に対して町から納付金を賄うべく、保険税収と基金の取り崩し等で新たに国保会計の収支の均衡が図られるように予算化はなされております。従前に引き続いて法定減免等は当然実施されているところではありますが、これも保険料率の引き上げに激変が起こらないように緩和措置がとられているわけではありますが、平成36年に県下が一本になって動き出して、平成36年には、奈良県下どこでも保険料を統一しようという方針のもとに進められていますので、その税率はもう避けられない事実となっているところでもあります。

国保制度そのものなんですけれども、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、保険料負担が高いという国保の根本的な構造上の問題の解決がないままに、制度だけが変わっていったらというものが今の動きでありますので、この辺は制度上の問題点として否めないところではありますが、法定減免以外は実施しないということで、これまでも町長とは議論を交わしているところでもあります。奈良県で国保が一本になっても、賦課権限は市町村長にはそのまま残っていますので、そういう点では、賦課するという判断、権限は、それぞれの市町村長ということになります。ですから、低所得者への対策は、市町村長である町長が判断していくということになりますけれども、その辺の手だて、これまでは法定外はしないということでありましたが、ここもやはり不要なのか、それとも取り組みとしては持ちたいけれども、諸般の事情からできないというのか、この辺の基本認識についてお聞かせいただけたらと存じます。

次に、介護保険であります。新規事業計画ではグループホームの建設を上げまして、新年度予算でもその整備の予算化が行われているところではありますが、既存のグループホームと合わせて3ユニットということになりますが、この辺は、ニーズの増大に対応してのことなのか、その辺の経緯についてお示しいただきた



いと存じます。

また、現行の町営の施設でありますけれども、本町住民の利用に資するメリットは十分にあると存じますが、今後これらの継続について、新たなグループホームができたことによって、その辺の判断はどうなっていくのか、あわせて方途をお示しいただきたいと存じます。

次に、国保税条例についてであります。

国保料金の保険料率に変更になりまして、今般の保険料率の変更は、賦課総額を変えずに、今までの4方式を3方式に変えることで保険料率の変更を図ったと。平均で2.8%の増ということではありますが、先ほど国保予算のところでも言いましたように、平成36年、奈良県下保険料率統一ということで行きますと、それに合わせれば、これまでの本町保険料率に比べて20%の引き上げということになっていきます。これは、激変緩和するために段階的に毎年少しずつ上げていくのか、二、三年おきにぼんぼんと上げていくのか、やり方はいろいろとあるにせよ、平均で2割引き上がるということになれば、相当の引き上げということになりますけれども、この辺、2割はいかんともしがたいので、引き上げるという理解をしているところではありますが、この辺の認識について、2割引き上げまでの見通しをお示しいただきたいと存じます。

また、医療保険についてであります。一般の会社員などが加入されています。被用者保険の場合は、世帯員の人数は関係ありませんので、所得に応じて保険料が定められております。ところが、国保は、世帯員の人数が加算されることになっていきますので、均等割があるために、それらが加算されます。

そこで、さまざまな部面で子育て支援策の取り組みがこの間ずっと拡充されてきていることでもありますので、今の国保制度で行きますと、仕組み上は多子世帯ほどその負担が膨らむということになりますから、この辺、多子世帯の子どもに対しては何らかの手だてを打って、子どもの均等割免除、この辺の取り組みに踏み切っていくという考えはお持ちでないかどうか、この辺についてもあわせてお尋ねいたします。

最後に、全体を通じてでありますけれども、いずれにしましても、予算配分をどうするのかということが予算編成時には迫られてくることになります。ここら辺、編成方針としまして、まずは住民の皆さんの暮らしに目を向けまして、それらの取り組みでしっかりと支え、応援していくということで予算配分をし、その上に立って社会資本整備等さまざまな部面での予算編成ということになるのが自治体の基本的な考え方かなと私は思っているところではありますが、ここら辺、全体的な予算配分の見方、物の考え方として、基本、予算編成するときの配分はどういう配分でやっていくのか、予算編成の物の見方について、基本的な考え方をお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いたします。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（奥 隆至君） まず、一般会計予算について御説明を申し上げます。

福祉医療費についてでございますが、福祉医療の現物給付化については、国のほうで平成30年度以降、未就学児に限り、現物給付化としても国保の減額調整措置を行わないこととされました。そこで、奈良県でも、未就学児の現物給付化について県と市町村が協議を重ねてまいりました。結果、平成31年8月から、これまで償還払いとしていた未就学児医療給付についても、現物給付化を実施することになりました。

福祉医療については、議員も御存じのとおり、都道府県ごとの事業となっております。事業実施に当たっては、県内全ての医療機関の窓口で対応していただくということになりますので、奈良県医師会との同意が必要となり、また、国保連合会のシステムを改修する必要があります。以上のことから、市町村ごとで医療給付の方法を変えることは、現実的に不可能となります。

現物給付の対象年齢引き上げにつきましても、県全体で議論される案件となりますので、福祉医療を拡充する施策については、子育て以外の国保被保険者の保険料にも影響を及ぼすことから、今後時間をかけ、慎重に議論すべき案件と考えております。

次に、児童措置費についてでございますが、病後児保育や病児保育の受け皿の確保策といたしましては、平成26年度に策定した子ども・子育て支援事業計画にて、その必要性を認め、計画に基づき進めているところでございます。具体的には、田原本町と協定を締結し、こどもの森阪手保育園で病後児保育を実施、病児保育を今年度より川西こども園で実施しております。

事業実施に当たっての課題としましては、川西町単独での実施は、行政規模も考慮すると、費用や実施可能な施設にも限りがあること等と考えております。この点のクリアに向けたすべといたしましては、近隣や先進地での取り組み等を参考に、川西町に合う方法の調整や事業実施の方法を引き続き検討し、事業の充実に努めてまいりたいと思っております。

放課後児童対策費についてでございますが、川西町の学童保育の受け入れ状況は、高学年の児童を、全てではございませんが、お断りをしているところでございます。平成27年度から、受け入れ対象児童が3年生までのところが6年生までに拡充されたことや、ニーズの上昇が想定以上であることなどが原因と考えております。

今までも定員の増加や長期休暇枠の創設、運営時間の延長などに積極的に取り組んできており、小学4年生までに何らかの障害のある児童については、全て受け入れをいたしております。奈良県下でも学童保育環境は進んでいると思っております。

具体化に向けた手だてといたしましては、子どもの居場所の一つとして子どもセンターの活用を、近隣や先進地での取り組み等を参考に、川西町に合う方法の調整や事業実施の方法を引き続き検討し、早急に関係課等による会議を実施して

まいりたいと思っております。

予防費についてでございますが、高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌予防接種に関しましては、住民税非課税世帯及び生活保護受給者について接種費用の免除を行っております。また、子どもの予防接種については、定期の予防接種に関しましては全額公費負担であり、また、任意の予防接種、ロタウイルス、おたふく風邪に関しましては、非課税云々に関係なく、接種費用の一部助成を行うなど、費用負担の軽減に配慮しているところでございます。

胃がんの内視鏡検診を除く各種がん検診につきましては、70歳以上の方については、検診料は無料です。任意の予防接種や一部の検診における免除等の基準設定は設けておりませんが、大部分の検診等において費用負担の軽減に配慮しており、現状の体制をしばらく継続してまいりたいと考えております。

次に、清掃総務費についてでございますが、ごみの15品目への分別収集につきましては、山辺・県北西部広域事務組合の焼却施設の利用開始を予定しており、平成35年度までに事務組合での決定事項として分別収集を行う必要がございます。

本町での細分化による未実施の分類については、小型家電、古着、新聞、雑誌、紙パックがございまして、現在、自治会や子ども会等で実施されている資源回収とほとんどの品目が重複していることから、まずは各団体等への説明を行い、御意見を伺った上で、分別収集の実施時期を決定していきたいと考えております。

続きまして、国保会計予算並びに後期高齢者医療会計予算についてでございます。

国民健康保険について、平成30年度から県単位化となり、県は財政運営の責任主体であり、県内の統一的な運営方針として根本的運営方針を示すこととなっております。市町村は、賦課、徴収、保険給付、保険事業等の業務を引き続き行うこととなります。

まず、国保税については、市町村が賦課権限者であるものの、奈良県の方針としては、県下全ての市町村で、平成36年度には、同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料が同じとなることを目指しており、本町でも、方針どおり、保険税率の見直しを段階的に進めていきたいと考えております。

低所得者への対策についても、法定減免により既に対応がなされているものと認識しております。

続きまして、介護保険会計予算についてでございます。

グループホームの現状でございますが、介護給付実績は計画値を上回っております。現在、町内には、グループホーム1ユニット、定員9名が1カ所ございますが、待機者数が多く、他市町村事業者への区域外指定により利用していただいておりますが、利用者数においても増加傾向でございます。

そのため、認知症高齢者の増加に伴い、利用ニーズが高いサービスであることから、次期、第7期介護保険事業計画においてグループホームの整備を見込んだ

ため、予算計上し、県費補助を活用しながら整備をしていこうとするものでございます。

また、現行の町営施設については、現時点ではニーズもあることから、当面は継続していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、国保税条例についてでございます。

今回の国保税条例改正につきましては、議員仰せのとおり、賦課総額をさほど変えないで、4方式から、資産割を除く3方式に変更したものでございます。

税率の改正については、県が事業納付金算定時において、7年後の平成36年度までに高齢者の伸び率のみを勘案した計画を作成し、示されているところでございます。この計画につきましても、平成34年度分以降については、3年後に見直しを行うというのが前提としてあります。

今後、医療費の推計や被保険者数が大きく変動する可能性もあるため、奈良県として保険料水準を統一しようとする平成36年度の最終的な引き上げ率については、改定幅が大きくなることも念頭に置いて本町の税率改正を進めていく必要があると考えておりますが、本町としては、国保の財政調整基金を活用しながら、被保険者の方になるべく激変が生じないように、保険税率の改定を行いたいと考えております。

また、子どもの均等割の免除についてですが、奈良県の方針としまして、さきにも述べましたように、7年後の平成36年度には県内で保険料水準を統一するとなると、本町独自の減免を行うとなれば、県内での保険料水準が統一とならないこと、及びその財源については法定外繰り入れとなることから、県が定める保険料率の方針に沿って保険料率設定を行うべきと考えております。

最後に、全体を通じてというところでございます。

全体的な予算配分の考え方、物の見方の基本的な考え方でございますが、福祉部の各種扶助制度等については、国や県の補助基準を遵守しながら取り組みを行っており、高齢者や子育て世代に対する支援策として、これまでインフルエンザワクチン予防接種事業や高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業など、任意予防接種に対する助成を実施してまいりました。引き続き、任意ワクチン接種事業である、子どもに対するインフルエンザ予防接種、おたふく風邪、ロタウイルス、定期接種の対象外となる高齢者肺炎球菌ワクチン接種等に取り組んでまいります。

今後も、景気の低迷や核家族化などの社会状況から、特に子育て世代や高齢者への支援が重要であると認識しており、町単独で助成している事業についても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成29年度に策定した各種計画、第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画、第3次障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画、健康かわにし21後期計画等、平成30年度から始まる各種計画の初年度となることから、計画に沿った予算編成を行い、国保事業の県単位化も始まることから、国や県等の指針に基づいた予算編成を行っております。

なお、先進的な子ども・子育て支援事業であるネウボラ事業を展開するなど、扶助制度にとらわれない独自の事業展開を行うなど、今後も他市町村の動向を注意しつつ、近隣市町村に先駆けた特色ある施策の遂行に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問、少々ございましたが、部長が申したとおりでございます。私のほうからは、全体を通じて予算配分について説明させていただきたいと思っております。

初めに予算編成の基本的な考え方の一つの柱が、先日の提案説明の中でも申し上げましたが、暮らしやすいまちづくりの実現であると考えております。そのことをベースに、御質問の福祉施策予算に係る扶助費等の予算配分につきましてお答え申し上げます。

子育て、教育、保健、医療等の福祉施策を予算化することに際しましては、福祉医療や障害者支援などのように国や県の補助で手当てされる事業がございますが、一方、予防接種事業、乳幼児健診や産前産後の事業など、町の単独財源のウエートが高いものも多くございます。これらに充当される財源としては、従前から申し上げておりますとおり、町税や交付税、または地方消費税などの経常的な財源を子育て世代に重点を置いて注入し、富の配分を若年層にも及ぼしていきたいと考えております。

また、国民健康保険や介護保険などの社会保障が高齢化に伴い右肩上がりが増加しているのは、本町におきましても既に顕著にあらわれているところでございます。これらの社会保障は、国保税や介護保険料など、個々の住民の皆様の御負担で成立していくべきものでございますが、関係する法の基準内で住民の皆様の御負担を緩和できるよう、経常財源の有効な活用を行っております。

このように、要求される予算総枠の中で配分できる財源は当然限られてくるものではございますが、福祉関連予算に関しては、できる限り優先的に経常的な財源を充当するように努めたところでございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） るる御答弁、ありがとうございます。順番に各項目で重ねてお尋ねをいたします。

福祉医療の分野での現物給付化、これは県全体の取り組みとなってくるので、町単独ではなかなか厳しい、こういうことでありました。今般のこの取り組みに向けても、町長御自身の経験を通じて、償還払いというのは何でやろなという疑問をお持ちの中でのことでもありますし、さまざまな部面でいろいろと発言も要請もしていただいていたというふう存じます。いずれにしましても、国の動きとなりましたのも、全国で同様の取り組みがずっと重ねられてくる中、皆の思い

が一致し、届いて、法が変わったということでもありますので、そういう点で言えば、それらに向けてやっぱり系統的にこつこつと取り組んでいくしかないと思いますが、現物給付化そのものについては町長も異論はないと思いますので、この辺、やっぱり償還払いは償還払いで、財政負担としては同じですけれども、一旦立てかえて払わんなんということになりますので、そこは現物給付のほうがいきにくく取り組みでありますから、町長御自身も、それらの実現がかなうよう、どう取り組んでいくか、その辺の意気込み、すべてについて重ねて思いをお聞かせいただけたらと存じます。

それから、児童措置費、病児保育、病後児保育の受け皿についてであります。必要ということでもあります。病児保育に取り組んでいるということですが、要は、こども園の子どもが対象ということになりますので、住民全体からの必要な手だての受け皿ということには、まだ至りません。物理的な問題も出てきますし、課題をクリアしていくのはなかなか厳しいものがありますが、いずれにしても、あるのとないのとでは雲泥の差を生じる取り組みということになってきますので、必要性は感じておられるということでありましたので、それらの実施が図れるよう、ぜひ具体的な手だて、近隣自治体とも共同で運営していくとか、その辺の方策に向けて、すべはあると思います。そこら辺の方途、お考えをお聞かせいただけたらというふうに思います。

学童保育の受け皿ですけれども、これは、従前から子どもセンターでの対応という話も出てきている中、先ほどの部長の答弁の中でも、部局同士で調整をしていきたいということでありましたので、これまでの検討から一歩前へ動くかなというところ辺ですけれども、すり合わせのテーブルを置くのか否か、その辺について、現状をどこまで進めるかについて、ありましたらお示しいただけたらというふうに思います。

それから、予防費で組まれている各種補助制度などでもありますけれども、基本的にはさまざまな部面で、住民税非課税、生活保護世帯等、免除制度は既に実施しているということでありましたが、未実施の部分が残っているのは残っているということでもありますし、状況を見ながら取り組みをしていくような話でもありましたけれども、ここら辺、既に住民負担が免除されている取り組みと、一部ではありますけれども、まだ免除が残っている取り組みがありますので、そこら辺の整合性も合わせていくことが必要かなと思います。残っている、未適用になっている取り組みへの配慮等について、重ねてお伺いしたいというふうに存じます。

一般会計は以上です。

次に、国保会計や後期高齢者の医療保険についてでありますけれども、基本的に、減免制度は法定されている部分は実施しているということでありました。町長も御承知のとおり、加入しておられる皆さんの所得階層で言いますと、大体7割ぐらいが200万円以下ということになってきていますので、被保険者の置かれている状況が、仕組み上そういう状況になっている保険制度であるというのを

まず大前提に取り組まんとあかん問題になりますが、いずれにしましても、保険料率の改定、見直しが行われてきますと、その負担が上がりざるを得ないということになっているのが、この会計上の仕組みであります。

国保も県下一本の統一保険料ということになりますと、これまでに比べて2割の引き上げということになりますと、賦課はできますけれども、先ほどの一般質問の話でも、置かれている状況が変わらないけれども、賦課する料率負担を上げていくということが現実問題として起こってきますので、それは、その方の置かれている状態が、所得が増えたので保険料負担も増えるという話でしたら別ですけれども、置かれている状態は変わらないけれども、料率が上がったから負担が増えるという関係にありますので、ここら辺は、法定減免はもちろんですけれども、法定の枠を超えた踏み切った取り組みというのが、何らかの形で手だては必要ではないかと思えます。この辺、取り組みについては、うんということにはならないかと存じますが、考え方、手だてのとり方、その辺の方策についてお示しいただけたらと思えます。

国保税条例についてであります。これも今の質問と重複しますけれども、統一保険料になりますと、2割引き上がるということでもありますので、激変緩和するにせよ、そこに合わせていくということでもありますし、激変緩和の財源としても、これまでの国保会計で積み立ててきた基金が財源になっていくかと思えますが、これは、加入者の皆さんが今まで払ったお金を積んでいるわけですから、それを新たな料率の保険料に反映せんように、今まで皆さんが払ったお金を使っていくというのは当たり前なことやと思えますが、それをし続けても、結局、川西町のこれまでの保険料率と新たに設定される保険料率の間では2割の引き上げということは非常に大きいものがありますので、ここは何らかの手だてがないことには、一気に負担がかぶるということは避けられませんので、その辺は知恵を絞る必要があると思えますが、その辺の方途についても御所見をお伺いしておきたいと存じます。

全体についての予算配分ですけれども、手だては尽くして、財政的な工面はしているということでありました。どうしても一般財源の占めるウェートというのが増えてまいりますと、住民の皆さんが置かれている現状が改善されてくると、そこへ工面する手だては少なくなりますけれども、置かれている現状が変わらない以上、自治体の役割としては、やっぱりそういう皆さんを支えていくのが自治体の果たす責務ということになってくるかと思えます。

そういう点では、住民の皆さんの置かれている現状に比例して、きちんと予算配分をしていくという配分の仕方は避けられないと思えますので、そこら辺は引き続き一般財源の充当がどんどん上がっていくという傾向にはあっても、それを渋らず続けていくというのが基本かと思えますが、その辺、住民の皆さんの置かれている状態をしっかり支え、応援していくという自治体の責務の観点について、町長御自身の役割を果たす位置づけ、これをこの分野では聞いておきたいと存じ

ます。

以上です。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、福祉医療費の現物給付化につきましてですが、私も一住民としては、現物給付化になることについては非常に喜ばしいという気持ちがありますけれども、一方で、これを行うことによるコンビニ受診的なもので、逆に医療費総額が上がることも懸念されますので、現時点で、通院医療などが一番かかる未就学児医療に限りということで、国のほうでペナルティー制度を外したということについては、ありがたいことだなと思っております。

これを拡大するということがございますが、まず未就学児に限ってということについても、県下では医師会との同意が必要ということでございましたので、拡大等については、県下の市町村、また奈良県医師会との調整というのは、今後も町村会を通じて発信していきたいなと思っております。

次に、児童措置費につきましては、病後児保育、病児保育など、私も就任してから課題に思っておったことについては、順次拡大・解決してきたと思っております。

今後につきましても、先ほど部長からもお話がございましたとおり、近隣や先進地の取り組み事例を参考に、川西町に合う方法というのを引き続き検討していきたいと思っております。

次に、放課後児童対策につきましては、現在、当初の想定以上に学童保育を希望される児童また御家庭が増えてきており、定員枠というものについて、長期休暇枠を創設するなどして、何とか工面してきたところではございますが、それにも追いつかない状況で利用ニーズが高まっておるとというのが現状でございます。

今後につきましては、先ほども部長より話がございましたとおり、居場所づくりとしての子どもセンターの活用も含めて検討、また庁内部局の調整も引き続き進めてまいりたいと思っております。

予防費につきましては、先ほども申し上げましたとおり、任意の予防接種、一部検診については免除の基準設定は設けていないのが現状でございますが、現時点では、現状の体制をしばらく継続していきたいと考えております。ただ、今後、住民の皆様方のニーズ等もしっかりと把握していかなければいけないと考えておりますので、また状況を注視していきたいと思っております。

次に、国保会計予算並びに後期高齢者医療会計予算についてでございますが、保険料が上がると、そもそも法定減免で決められている基準が上がると、減免されていても、どうしてもそれにつられて上がるという話でございますが、こちらにつきましては、国の保険制度を維持していくためにも、市町村単独で補助なりの対応をしていくんじゃなくて、まずは法定減免により今後も対応していきたいと考えております。

次に、国保税条例についてでございますが、まず初めに、県単位化、統一する



ことによって保険料が2割上がるということではないことは、議員もよく認識されておると思いますが、まず申し上げておきたいと思えます。

この2割上がるというのは、数年後に国保に加入されている方々の高齢化が進むということと、それによる医療費の増大によって2割上がるというような算定でございますので、それにつきましては、県のほうでは7年後の水準というものは示されておりますけれども、実際どのようになるのかは、今後の健康対策等によって、実際に2割上がるのか、上がらないのか、もしくはもっと上がるのかというのは、そのときになってみないとわからない状況でございます。ただ、初期の段階で抑制していくと、仮に上がった場合に後年度での伸び率が非常に上昇しますので、こちらにつきましては、段階的に対応してまいりたいと思っております。

ただ、県のほうで目指すところは、県内どこに住んでも、同じ所得・世帯構成であれば、保険料が同じとなることですので、本町につきましてもその理念に基づいて、単独で対応する予定はございません。

最後に、全体を通じてということでございますが、現状に合わせて対応していただきたいという趣旨だったと思えますが、本町も、先ほど来のお話もございまして、高齢化率も33%となり、今後も上昇していく可能性が高い。それに伴って税収の落ち込みや、一方で社会保障料の増加ということも考えられます。それに対しましては、先ほどから申し上げておりますとおり、経常的な財源については、まずはそちらに充てていけるように努めてまいりたいと思えますし、そのためには、一層の行政改革を進めることによって、住民の皆様方への配分をしっかりと確保していきたいと思っておりますので、こちらにつきましても御理解を賜りたいと思えます。

以上です。

議 長（森本修司君） これをもちまして総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。ありがとうございました。

（午後0時07分 散会）

# 議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生委員会

# 総務建設経済委員会議事日程

平成 30 年 3 月 13 日 (火) 13 時 00 分 開議

<b>日程第 1</b>	議案第 1 号	平成 30 年度川西町一般会計予算について	
歳出	款 1	議会費	P. 31～32
	款 2	総務費	P. 32～43
	款 4	衛生費 項 1 保健衛生費 目 3 公害対策費	P. 56～57
	款 5	農商工業費	P. 59～62
	款 6	土木費	P. 63～69
	款 7	消防費	P. 69～71
	款 8	教育費	P. 71～86
	款 9	公債費	P. 87
	款 10	諸支出費	P. 87
	款 11	予備費	P. 87
歳入	上記関係歳入		P. 14～
<b>日程第 2</b>	議案第 5 号	平成 30 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	
<b>日程第 3</b>	議案第 6 号	平成 30 年度川西町水道事業会計予算について	
<b>日程第 4</b>	議案第 7 号	平成 30 年度川西町下水道事業会計予算について	
<b>日程第 5</b>	議案第 8 号	平成 29 年度川西町一般会計補正予算について	
歳出	款 1	議会費	P. 16
	款 2	総務費	P. 16
	款 5	農商工業費	P. 19
	款 6	土木費	P. 19
	款 8	教育費	P. 20
歳入	上記関係歳入		P. 11～

- 日程第 6 議案第 12 号 平成 29 年度川西町水道事業会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 13 号 平成 29 年度川西町下水道事業会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 14 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 15 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 16 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 17 号 川西町行政組織条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 18 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 19 号 川西町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 28 号 川西町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 29 号 川西町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 30 号 川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 31 号 川西町道路線の認定について
- 日程第 18 議案第 32 号 川西町道路線の廃止について
- 日程第 19 議案第 33 号 川西町道路線の一部廃止について
- 日程第 20 議案第 34 号 川西町体育施設の指定管理者の指定について

閉会 16 時 30 分

## 出席委員

委員長	松本 史郎	副委員長	芝 和也
委員	森本 修司	委員	中嶋 正澄
委員	石田 三郎	委員	安井 知子
副議長	松村 定則		

## 説明のために出席した者

町 長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
理事	藤井 隆弘
総務部長	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
総合政策課長	山口 尚亮
税務課長	西川 直明
債権管理課長	〃
産業建設課長	中川 辰也

教育長	山嶋 健司
教育次長	栗原 進
教委総務課長	〃
社会教育課長	岡田 充浩
社会教育課主幹	深澤 達彦

水道部長 福本 哲也

会計管理者 福本 誠治

## 職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
主事	松本 雅司

## 欠席委員及び職員

## 厚生委員会議事日程

平成 30 年 3 月 16 日(金) 13 時 00 分 開議

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 議案第 1 号  | 平成 30 年度川西町一般会計予算について   |
| 歳出     | 款 2 総務費  | 項 3 戸籍住民基本台帳費 P. 41~42  |
|        | 款 3 民生費  | P. 43~54  |
|        | 款 4 衛生費  | P. 55~59  |
| 歳入     | 上記関係歳入   | P. 17~  |
| 日程第 2  | 議案第 2 号  | 平成 30 年度川西町国民健康保険特別会計予算について                                   |
| 日程第 3  | 議案第 3 号  | 平成 30 年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について                                  |
| 日程第 4  | 議案第 4 号  | 平成 30 年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について                                 |
| 日程第 5  | 議案第 8 号  | 平成 29 年度川西町一般会計補正予算について                                       |
| 歳出     | 款 3 民生費  | P. 18   |
| 歳入     | 上記関係歳入   | P. 17~  |
| 日程第 6  | 議案第 9 号  | 平成 29 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について                                 |
| 日程第 7  | 議案第 10 号 | 平成 29 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について                                |
| 日程第 8  | 議案第 11 号 | 平成 29 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について                               |
| 日程第 9  | 議案第 20 号 | 川西町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                                     |
| 日程第 10 | 議案第 21 号 | 川西町国民健康保険条例の一部改正について  |
| 日程第 11 | 議案第 22 号 | 川西町国民健康保険税条例の一部改正について   |
| 日程第 12 | 議案第 23 号 | 川西町指定介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について |
| 日程第 13 | 議案第 24 号 | 川西町介護保険条例の一部改正について  |

- 日程第 14 議案第 25 号 川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 26 号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 27 号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

閉会 15時04分

## 出席委員

委員長	今村 榮一	副委員長	福西 広理
委員	大植 正	委員	伊藤 彰夫
委員	寺澤 秀和	委員	松村 定則
議長	森本 修司		

## 説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
理事	藤井 隆弘
総務部長	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝

福祉部長	奥 隆至
住民保険課長	大西 成弘
健康福祉課長	吉岡 秀樹

会計管理者	福本 誠治
-------	-------

## 職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
〃 主事	松本 雅司

## 欠席委員及び職員



平成 3 0 年川西町議会  
第 1 回定例会会議録

( 第 3 号 )

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

平成29年川西町議会第1回定例会会議録（再 開）

招集年月日	平成30年3月23日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成30年3月23日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則      2番 安井知子      3番 福西広理 4番 伊藤彰夫      5番 石田三郎      6番 今村榮一 7番 松本史郎      8番 寺澤秀和      9番 森本修司 10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 竹村匡正      副町長 森田政美 教育長 山嶋健司      理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉      福祉部長 奥 隆至 教育次長 栗原 進      水道部長 福本哲也 会計管理者 福本誠治      総務課長 石田知孝 総合政策課長 山口尚亮      税務課長 西川直明 住民保険課長 大西成弘      健康福祉課長 吉岡秀樹 産業建設課長 中川辰也      社会教育課長 岡田充浩 監査委員 木村 衛	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会 議 録 署 名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
議員の氏名	7番 松本史郎 議員	8番 寺澤秀和 議員

## 川西町議会第1回定例会（議事日程）

平成30年3月23日（金）午後2時00分再開

日程	議案番号	件名
第1	議案第1号 ～ 議案第34号	<p>委員長報告</p> <p>質疑・討論</p> <p>採決</p>
	（追加日程）	
第2	議案第35号	川西幼稚園・小学校空調設備設置工事請負契約について
第3	同意第2号	川西町教育委員会委員の任命について

(午後 2 時 0 0 分 再開)

議長 (森本修司君) これより平成 30 年川西町議会第 1 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、委員長報告を議題といたします。

去る 9 日の定例会において上程されました、議案第 1 号、平成 30 年度川西町一般会計予算についてより、日程第 37、議案第 34 号、川西町体育施設の指定管理者の指定についての議案 34 件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

議長 (森本修司君) 総務建設経済委員長、松本史郎君。

総務建設経済委員長 (松本史郎君) 議長の御指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成 30 年 3 月 13 日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、議案第 1 号、平成 30 年度川西町一般会計予算についてであります。

委員より、「地域交通の取り組みの中で、地域公共交通会議でデマンドタクシーについて諮られたが、現在までの進捗について」質疑があり、当局より、12 月開催した地域公共交通会議で、乗合タクシーを議題とし、委員から意見を頂戴したところ、デマンドタクシーは山間部では有効的である。デマンドタクシーを検討する場合は、他の交通機関への一定の配慮が必要で、民業圧迫にならないよう注意が必要である。また、近畿運輸局の意見として、「現在の交通で本当になし得ていないか検討することが重要である」、町内から出席いただいている委員からは、「現在の川西こすもす号は、地域の交通網を網羅できている」などの意見を紹介され、デマンドタクシーについて継続審議となり、引き続きコミバスの運行検証を実施、利用者の状況に着目し、さらなる住民の生活の足となる運行を目指すとともに、デマンドタクシーについても情報収集に努め、地域公共交通会議で検討していく」との回答がありました。

また、委員より、「地域公共交通は移動手段確保という位置づけと考えるが、地域交通は、もともとあった交通がなくなったための移動手段、なかった交通に対する移動手段であるが、それで間違いはないか」との質疑があり、当局より、「過去に運行されていた路線バスが廃止されたことにより、交通空白地等の移動手段の確保、また、廃止後、高齢化が進み、交通に対し不便を感じている住民の移動手段を確保することが地域公共交通である」との回答がありました。

委員より、「地域公共交通会議において、地域公共交通が移動手段として町の実情に合わせてどのように役立っていくのか検討されているのか」との質疑があり、当局より、「地域公共交通会議においては、現在検討されていない。地域公共交通は、町内外の方が利用するため、今後、工業ゾーンの拡張に伴い、従業員の運送について検討していく必要があると考える」との回答がありました。

続いて、委員より、企画費自治会LED補助について、周知方法について質疑があり、当局より、「昨年12月に開催した自治連合会臨時総会で案を提示した。4月か5月に開催する自治連合会総会で周知する」との回答がありました。

また、委員より、「予算の範囲内で補助するということになるが、申し込みの先着順になるのか。申し込みが多ければ、割り当てになるのか」との質疑があり、当局より、「予算では、電灯1本当たり1万5,000円を5本20自治会、ポール1本3万円を20自治会で計上している。申し込みの状況により、補正予算対応について議会で審議をお願いしたい」との回答がありました。

また、委員より、「LED化の進捗に合わせて実施期間を決めて取り組むのか。補助機関が終了した後の新設対応について」との質疑があり、当局より、「補助実施期間を3年としているが、補正対応により、早い段階で完了できる可能性もある。期間終了後の新設については検討したい」との回答がありました。

委員より、「地方創生交付金事業について、町の魅力をPRして、企業従業員、町外の方に町に住んでもらう事業で人口増加を目指すのか」との質疑があり、当局から、「既存企業の従業員向けや町外住民に本町の魅力をPRするため、本町の紹介ツアーや本町住民との交流機会を設け、生活不安の解消を図るなど、町外の人に本町の魅力を発信、PR媒体の増刷などで魅力を発信する事業で、企業に勤務する従業員の方が出勤前に子どもを幼稚園等に預けてから出勤できるといった、子どもと接する時間を長く持てるように、「いい町 ちかい町」を通して川西町に住んでもらい、人口増加を目指す」との回答がありました。

委員より、町の魅力をPRして、転入を考えようとした場合の受け入れ体制について質疑があり、当局から、「受け入れ体制については今後検討となるが、町内の空き家を活用する方法が考えられる。何もしなければ人口は減っていくと考える。工業団地造成事業や駅前整備事業を進めているが、幾ら整備を進めても、町外の人に川西町を知っていただければ意味がなく、知ってもらうことが重要で、川西町の認知度を上げていく手段である」との回答がありました。

委員より、「創業支援事業補助金について、起業に向けた創業支援セミナーを商工会で取り組んでいただくが、具体的に事業を依頼していくのか」との質疑があり、当局から、「起業される事業所に対し、商工会と連携して創業支援セミナーの開催、経営・財務・人材育成・販路開拓などの相談業務を依頼していく」との回答がありました。

委員より、「商工会業務として商工業を担う事業に対する補助金を増額させて、事業以外の補助金を減少させていくのか」との質疑があり、当局から、「商工会

には町の商工業振興を担っていただいております、事業に対する補助が難しい状況にある。当予算では、交付金を活用して創業支援事業を実施する。今後、事業について検討し、交付金活用についても検討していく」との回答がありました。

委員より、「今回の事業は、交付金が採択されたため事業を実施したものか。また、商工会補助は引き続き実施していくのか」との質疑があり、当局から、「創業支援は、本町の事業所が減少している中で、創業していただく手だてとして支援事業を実施する。商工会事業の中で、交付金を活用できる事業に補助する。補助金については、年々本町からの提案事業に協力いただいているのが現状であり、商工会とは引き続き連携を図っていく」との回答がありました。

また、委員より、滞納者への差し押さえと分納誓約との関連、また、差し押さえ額の考え方などについて質疑があり、当局より、「分納誓約を守られない方に対して、催告をした後、差し押さえを実行する。額についてはケース・バイ・ケースではあるが、数回の催告をした後、納付されない場合は、分納誓約で約束している額ではなく、給与等の差し押さえ金額計算表に基づき、限度額の差し押さえを実行している。ただし、国税徴収法施行令の給与等の差し押さえ金額計算表に基づき差し押さえ額を決定しているので、最低限の生活費について考慮されていると考えている」との回答がありました。

また、委員より、「工業ゾーンの取り組みによって農業地域が削減されることになるが、町として農業振興に関する取り組みについて考えていることがあるのか」との質疑があり、当局より、「特定農業振興ゾーンの設置に向けて県と協議を図っている」との回答がありました。

委員より、「耕作放棄地の活用や担い手を確保し、農地と担い手を結びつけることで、農地の有効活用ができるのではないかと」との質疑があり、当局から、「現在、農家が置かれている状況として、高齢化によるもの、後継者のなり手がいないという状況の中で、農業を続けていくことが難しい状況にある。現在、農業委員会が主体となって担い手を探している。また、農地中間管理機構を活用して、新たな担い手を探す取り組みを従来より増して進められており、その状況を見ながら、また、関係者の意見を聞きながら農業政策を進めたい」との回答がありました。

委員より、「県への登録により担い手を確保する制度はあるが、川西町の農地は畑地への転換が難しいと思われるため、田として作付けを依頼することになる。農のまち川西の田園地帯を維持するに当たり、町としてはどのように考えているのか」との質疑があり、当局から、「農業委員会主体で取り組んでいるところであるが、本町の農業委員は各地区1人ずつ選出されていることから、各地域の実状を把握されている。農業委員会事務局においても、農業委員からの相談を受けており、互いに協力しながら取り組んでいきたい。また、水稻の収益額はなかなか増えないことから、高収益野菜への転換等も考えられるが、地域等の実状もあることから、より現場に近い農業委員の意見を聞きながら、川西町の実状に沿っ

た形で進めていきたい」との回答がありました。

委員より、「ネブカの生産高について、生産者の人数は変わっていないが、出荷高が減少している。町としてブランドの位置づけは変わらないのか。また、出荷高の減少の要因は何か」との質疑があり、当局から、「ブランドの位置づけは変わらない。出荷高減少については、平成26年度をピークに、平成28年度実績ではその半分まで落ちている。その要因として、気候問題と自然交配による品質低下が考えられる」との回答がありました。

委員より、「ネブカの担い手の方々は、ブランドの生産という使命感で作付けされているが、その状況について」との質疑があり、当局から、「JA川西にネブカ部会という組織があり、その部会に登録された方が結崎ネブカを耕作されている」との回答がありました。

委員より、「ブランド野菜を作るに当たり、さまざまな問題があるが、町として、担い手確保に向けた具体的な取り組みはあるのか」との質疑があり、当局から、「ネブカの耕作は非常に手間がかかること、手間の割には3キロ1,800円であることから、簡単に農業者へ耕作をお願いするわけにもいかず、立候補を待つ状況にある。また、町としては、直接補助はしないが、知名度アップ、宣伝等の側面的な支援を行い、一般のネギより高価格を保つことで、作り手の維持を図っていきたい」との回答がありました。

次に、委員より、工業ゾーン事業予算での取り組みについて質疑があり、当局より、「平成30年度予算では、調整池とその南側エリアを追加したことによる用地測量及び境界確定業務、詳細設計に必要となる地形測量業務、道路・給排水・造成などのインフラを含む全体設計業務、開発事前協議などの開発許可関係業務、計画エリアに存在する物件の補償調査業務等を実施するとともに、土地所有者及び物件所有者との買収交渉を実施し、平成31年度に用地及び物件買収作業に着手し、平成32年度分譲を目指す」との回答がありました。

また、委員より、「売却価格が公募単価でおさまらない場合、売値との差額対応について」との質疑があり、当局より、「極力値段に加算して売却したいと思うが、その場合は議会に諮っていく」との回答がありました。

委員より、「環境整備分筆等委託登記事業について、見込みとしていつまで続くのか」との質疑があり、当局より、「浄化センター建設時に、地元補償として東部農道等整備事業及び西部農道等整備事業が実施されたが、登記処理を行わずに事業が進められた。実際に未登記の筆数があるかわからないため、現在はその作業を行っているところであり、事業の完了となると、隣接者等の関係者から印鑑が必要になることから、完了の見込みはつかない」との回答がありました。

委員より、「道路の除草工事について、年々単価が上がっている要因について、また、工区が6工区あるが、工区統合することで工事予定価格を下げることができないのではないか」との質疑があり、当局より、「人件費及び経費の増によるものである。工区については、統合することで工事範囲が増え、1回の工期が長く

なるので、工期短縮のため6工区に分けている」との回答がありました。

委員より、「井戸地内の道路拡幅において、地域内に救急車が入れないことを理由とされている。各旧村においては同様の状況にあるが、町としてはどのように考えているのか」との質疑があり、当局から、「井戸については、拡幅しようとする道路の横に水路があり、用地に困らないことから事業を計画した。他の旧村にある狭窄道路については、地元の協力等が得られれば、拡幅について検討していきたいと考えている。近年、出屋敷で土地の提供をいただき、道路拡幅を行った例もあるので、建物を引いて土地の提供をいただけるのであれば、拡幅も検討できる」との回答がありました。

委員より、「旧村の狭窄道路にあって、家屋の取り壊し等があったときに、その一部を道路用地とすることで通行が可能になるところは、地元から要望がなくとも、防災面や都市づくりを踏まえ、事業化することはできないのか」との質疑があり、当局から、「現時点において、町内の道路をどのように整備していくのか、旧村における道路の青写真が描けていない状況であるので、むやみに手をつけるのではなく、ある程度の青写真が描ける中で用地買収ができる可能性があれば、積極的に対応していけるように検討していきたい」との回答がありました。

委員より、「都市計画総務費駅前整備について、当予算は総事業費の範囲内の予算となっているのか」との質疑があり、当局より、「総事業費の範囲内の予算となっており、駅前広場及び駅周辺整備について、平成31年度にハード事業に着手するため、設計及び調査業務、用地・物件補償費を計上している」との回答がありました。

委員より、水洗便所改造資金貸付金について質疑があり、当局より、「くみ取り便所を水洗便所に改造するため、便器、洗浄用具及びこれに伴う配水管等を新設する者に対して貸し付けるもので、1戸1件につき30万円以内となっている。予算額は1件を想定して計上している」との回答がありました。

また、委員より、「住宅長寿命化計画について、下永については平成30年度で終了ということであるが、梅戸及び唐院についてはどのようになっているのか」との質疑があり、当局から、「梅戸については、平成31年度ほぼ終了し、唐院については、耐用年数が残り45年程度あるため、長寿命化対策する状態に至っていない築年数であるため、工事時期については未定である。また、川西町にとって公営住宅が何戸で適正戸数であるのかについては、住宅審議会にて継続審議中であるため、その結果を踏まえた上で対策を検討したい」との回答がありました。

続いて、委員より、「管理戸数を定めた上で、耐用年数に応じた長寿命化の年次計画を立て、進めていくということでもいいのか」との質疑があり、当局から、「従来の長寿命化計画は、単に既存の公営住宅を長寿命化していくという計画であったが、昨年、川西町において適正な住宅戸数について住宅審議会で諮ってきた。まだ継続審議であるので、その結果を受けて対応を図るべきと考えている」



との回答がありました。

委員より、「継続審議中ということであるが、住宅審議会での審議は終了したのではないか」との質疑があり、当局より、「一旦答申はしているが、適正な住宅戸数については、この審議会では決めかねるとのこと、継続することになっている」との回答がありました。

また、委員より、「子育て支援の一環として、小学校入学時の制服の支給を今年からなされたが、同様の手だてとして、今後、中学校入学における制服の支給することについてはどうか」との質疑があり、当局から、「小学生の制服については、地域の特産品のPRも兼ねて、貝ボタン付きの制服の支給を行ったところである。中学生における子育て支援施策については、中学校が組合立であり、三宅町との調整も必要となることから、いろいろな角度から検討をしてみたい」との回答がありました。

また、委員より、「学童保育所としての子どもセンターの活用について、現在の進捗状況は」との質疑があり、当局より、「学童保育担当課より子どもセンターの活用についての話は聞き及んではいるが、具体的な進展はない。学童保育とする場合は、制度上、職員配置や対応内容についても整理をしていくことが必要になる。引き続き、居場所づくりという部分での活用も含め、学童保育担当課と調整を行っていきたい」との回答がありました。

また、委員より、「平成30年度から体育施設の指定管理者において光熱水費を負担することとし、これに合わせ、指定管理料の見直しを行い、町に支払う施設使用料も廃止としたが、光熱水費が予定額を上回ることとなった場合の対応はどうか」との質疑があり、当局より、「アリーナの照明をLED化することにより、中央体育館全体の電気代は、過去の実績額の50から60%程度の約95万円程度と見ている。これに他の体育施設分を合わせ、電気代は全体で141万円、これに水道代を加え、光熱水費は合計202万円程度を見込んでいる。ただし、実際には使用状況等により大きく変わることも想定できることから、1年程度状況も見ながら、指定管理者と協議を行い、必要であれば指定管理料の変更も検討していきたい」との回答がありました。

委員より、「中央体育館の改修工事が31年度に計画されており、武道場への空調設備の整備やシャワー室の改修などが予定されているが、これらの使用について利用料等を設定していくのか。また、災害時の避難所ともなっているが、避難所開設時の光熱水費の負担についてはどうか」との質疑があり、当局より、「改修工事により空調設備やシャワー室の整備を行う予定であるが、これに係る利用料については、条例の改正を行い、利用者の方には施設使用料に加え、シャワー利用料や空調利用料の負担をお願いしていくこととなる。また、災害時における避難所開設の場合の光熱水費については、緊急的・臨時的な事情として、指定管理料の増額について指定管理者と協議を行い、調整してみたい」との回答がありました。

委員より、「給食費について、多子世帯、所得水準などに応じた一部助成などについての工面の余地はないのか」との質疑があり、当局より、「給食費の一部助成等については、低所得者対策や子育て支援対策の一つであるが、支援についてはいろいろな手だてが考えられる中、子育て支援のあり方や保護者のニーズも踏まえ、全体の中で今後検討していきたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、平成30年度川西町一般会計予算を承認いたしました。

次に、議案第5号、平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、提案説明どおり承認いたしました。

次に、議案第6号、平成30年度川西町水道事業会計予算についてであります。

委員より、磯城郡広域化について質疑があり、当局より、「平成30年度から田原本町上下水道部内に磯城郡水道事業体設立準備室が設けられる。磯城郡の組織統合は平成34年度を目標としているが、統合を実現するための多くの課題を有しており、いずれの課題についても各町間の利害関係の調整が必要となる。また、広域事業団設立当初においては、磯城郡3町のそれぞれで会計を独立したもので運営していく予定である」との回答がありました。

また、委員より、県域水道一体化について質疑があり、当局より、「県と上水道実施28市町村による垂直統合について、県からの県域水道一体化構想の概要が示された。平成38年を目標に経営統合をするというものである。今後、一体化検討会、専門部会を設置し、合意を図っていくことになる」との回答がありました。

委員より、水道事業への一般会計からの繰り入れについて質疑があり、当局より、「水道事業会計は、独立採算制、受益者負担が原則であり、一般会計からの繰り入れについては考えていない。また、本町の水道料金は県内でもほぼ平均的な額となっている」との回答がありました。

委員より、水道料金の基本料金の廃止について質疑があり、当局より、「水道事業の経費には、水を供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費と、給水量の増減に応じて変動する経費がある。従量料金は、給水量に応じて変動する経費を賄うことができるように設定されており、基本料金の水準は、固定的にかかる経費を賄うことができるように設定されており、固定的にかかる経費の例としては、検針や料金徴収に要する経費、メーター交換費、水道施設の維持管理費などがあります。このため、水道料金を従量料金だけにすることは考えていない」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第6号、平成30年度川西町水道事業会計予算を承認いたしました。

次に、議案第7号、平成30年度川西町下水道事業会計予算についてであります。

委員より、不明水対策について質疑があり、当局より、「下水道管渠に侵入す

る不明水については、県のモデル事業として保田地区で調査が実施され、不明水が侵入していることが判明した。今後、県の協力のもと、原因調査を実施し、対策していくことになる」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第7号、平成30年度川西町下水道事業会計予算を承認いたしました。

次に、議案第8号、平成29年度川西町一般会計補正予算について、議案第12号、平成29年度川西町水道事業会計補正予算について及び議案第13号、平成29年度川西町下水道事業会計補正予算については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、条例等の案件ですが、議案第14号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第15号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第16号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第17号、川西町行政組織条例の一部改正について及び議案第18号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、当該条例の改正理由等について質疑があり、当局より、「従来の部という枠組みの中では対応し切れない行政事務が増加してきており、このようなことに柔軟に対応でき、意思決定を迅速にするとの思いで今回の組織改革を提案させていただいた。また、県内の市などに比べて本町の規模を考えると、町長、副長において業務進捗状況等については統括できるものとする。また、駅前整備や工業ゾーンの整備など、その時々が必要となる施策に合わせて課を組み合わせ、事業に臨めるようにしたい。その課の取りまとめとして理事を設置していけると考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「課長制になった場合、対外的に問題はないのか。組織としての均衡は保たれるのか」との質疑があり、当局より、「他の町でも例のあることであり、県との渉外交渉においても問題はないと考えている。理事・主幹の配置もあり、バランスのとれるものと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「組織改革に伴う職員の処遇または組織の機能についてはどうか」との質疑があり、当局より、「職給の対応については、課長級の職員についても最終的には6級対応とし、主幹級のポストを増やして5級待遇とするように持っていく予定であるので、処遇面では改善になっている。組織としての機能も、住民の皆様の必要に迅速に応じていけるものとする」との回答がありました。

次に、委員より、「現行の組織の簡素化では対応できないのか」との質疑があり、当局より、「その場合、結局、部長と課長の兼務ということになり、職員全体への負担が増すことになると思う。この点を考えると、兼務のないように課長の職責を明確にするほうがよい」との回答がありました。

次に、委員より、「新組織での職員の昇給の速度などについてはどのようにな

るのか」との質疑があり、当局より、「管理職給については、当然職員の能力や適性によるところでもあり、個人差も出てくるものと思う。しかし、主任級以下の3級職までについては、従来よりも早くなるように考えている。他団体と比較しても適正なラスパイレス指数となるようにしていきたい。また、部をなくして課長を6級にするという観点から見ても、昇給は早くなるものと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「水道部や教育委員会事務局の組織についてはどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「同級の他団体と比較して、部課数が多いものと考えているので、今よりもスリム化を考えている」との回答がありました。

また、委員より、「今般の改革案の前後において、管理職ポストの比較はどうなるのか」との質疑があり、当局より、「管理職の職給は、従来同様4級以上となる。改革案では、主幹ポストを機動的に配置することができるため、5級以上の職給となる者は増えていくものと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、債権管理課の取り扱いについて質疑があり、当局より、「債権管理課については、町の債権整理に対する姿勢を示す意味がある。職員数等には余り変化がないものと考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第17号、川西町行政組織条例の一部改正について及び議案第18号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを承認いたしました。

次に、議案第19号、川西町税条例の一部改正については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第28号、川西町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてであります。

委員より、「内容は、緑地面積の緩和を図る内容であるが、既存の企業に対する周知などの対応について」との質疑があり、当局より、「既存の企業に対しても、緑地面積の緩和等について周知していく」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第28号、川西町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規程に基づく準則を定める条例の一部改正については承認いたしました。

次に、議案第29号、川西町都市公園条例の一部改正について、議案第30号、川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第31号、川西町道路線の認定について、議案第32号、川西町道路線の廃止について、議案第33号、川西町道路線の一部廃止について、議案第34号、川西町体育施設の指定管理者の指定については、提案説明のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質疑及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の

規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本修司君）　　続きまして、厚生委員長、今村榮一君。

厚生委員長（今村榮一君）　　議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る3月9日の本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、3月16日に委員会を開催し、全委員出席のもと、慎重に審議をいたしました。その結果をご報告いたします。

まず、議案第1号、平成30年度川西町一般会計予算について、委員より、川西町第3次障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画について質問があり、当局より、「障害のある全ての人々が地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会を実現するために、川西町における障害福祉施策の基本的な方向を定め、必要な施策を一つ一つ着実に推進していくことを目的として、これらの計画を策定しました。1つ目の川西町第3次障害者計画は、障害者基本法の規定に基づき、本町における障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めるものです。2つ目の第5期障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、2020年度を目標年度として、障害のある人の地域移行や一般就労への移行に関する数値目標を定めるとともに、障害福祉サービスについて必要量及び必要量確保のための方策を定めるものです。3つ目の第1期障害児福祉計画は、平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が新たに義務づけされたものがあります」との回答がありました。

次に、委員より、社会福祉費における相談支援事業委託料の増額について質問があり、当局より、「川西町では、障害の特性を考慮し、精神障害と知的・身体障害の相談支援を委託しています。今回増額をお願いする分は、知的・身体障害の相談支援分で、相談等の件数が大きく増加し、困難事例も増えていることに対応するためのものです」との回答がありました。

次に、委員より、福祉医療費の現物給付に伴う国保のペナルティーについて質問があり、当局より、「奈良県下の市町村では、未就学児の現物給付化を平成31年8月から実施することになり、これまでは現物給付化にすると、国の考えとしては医療機関を受診する患者数が増えると解釈し、その増えた医療費部分については国保の国庫負担金を減額するというペナルティーが課されていましたが、平成30年4月以降は、子ども医療費助成のうち未就学児に限っては、現物給付化としても、国保法の改正によりペナルティーを科されないことになっています」との回答がありました。

次に、委員より、児童福祉費における委託料の増加について質問があり、当局より、「保育所等の運営費用であり、増加の要因は、内閣総理大臣が定める基準

により算定した費用の額である公定価格の上昇と、在籍児童のうち保育単価の高い児童（0～2歳児）が占める割合が高いことが原因と考えています」との回答がありました。

また、委員より、「成和保育園に対する運営補助が前年より増額されており、延長保育分であると事前に説明を受けていますが、延長保育の実施主体は川西町であるかどうか」について質問があり、当局より、「児童福祉法では、保育の実施主体は市町村であり、延長保育の実施主体も川西町である」との回答がありました。

また、委員より、「川西町こども園に対する運営補助の中の病児保育事業について、去年の総括質疑の中で、川西町こども園を利用していない子どもも同様に病気のときに利用できるような手だては打てないのかと質問し、検討していくとの答弁をいただいたが、どのような対応をされているのか」との質問があり、当局より、「認定こども園の看護師の成和保育園児への対応拡充利用については、補助対象でなくなることで、役場保健師等の利用やさまざまな方法を奈良県とも相談・協議しながら検討を進めており、近隣や先進地の研究、認定こども園の利用実績も考慮し、平成31年度策定予定の子ども・子育て支援計画の中で検討していきます」との回答がありました。

また、委員より、「昨年度末ぐらいから保育園等に待機児童が出てきている状況であるが、その後について」との質問があり、当局より、「待機児童の発生は年度途中のことであり、現時点での新年度待機児童はありません」との回答がありました。

また、委員より、「放課後児童対策での学童保育のニーズが高まってきており、定員を上回る希望のため、何名かの入所をお断りしていると聞いているが、詳細について」との質問があり、当局より、「学童保育の利用には、通常利用と長期休暇の利用があります。今回、小学校6年生は、通常利用を1名、長期休暇利用を5名お断りし、小学校5年生の5名については、通常利用をお断りし、長期休暇利用にかわっていただきました」との回答がありました。

また、委員より、「学童保育で今できる範囲で最大限の受け入れ努力は十分理解できるが、今後の対応として、子どもセンターの活用も検討していくと総括質疑で答弁されていたが、これは学童保育事業として行うのか、地域の方を巻き込んだ、子どもの居場所づくりのようなものを目指すのか」との質問があり、当局より、「川西町は子育て環境の向上を目指しており、どちらかといえば子どもの居場所づくりと考えています」との回答がありました。

次に、委員より、「予防費の委託料、産後ケア事業とは具体的に何か」との質問があり、当局より、「産後の援助が必要な母子に対して、助産院等で宿泊・通所での心身のケアを行う育児支援事業です」との回答がありました。

次に、委員より、「子育て支援全体について、川西町への子育て世代の移住か、川西町民の子育て関係の福祉向上か、どちらに重きを置いているのか」との質問

があり、当局より、「どちらかではなく、現在の川西町の子育て支援を推進することが川西町の子育てや出産の環境の向上につながり、そのことが川西町への子育て世帯の転入につながればと考えています」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、平成30年度川西町一般会計予算についてを承認いたしました。

次に、議案第2号、平成30年度川西町国民健康保険特別会計予算について、委員より、「平成30年度以降の国民健康保険で何がかわるのか。町の事務は。町民は」との質問があり、当局より、「市町村の国保特別会計は、平成30年度以降も残ります。これまで国保は市町村単位で運営していましたが、平成30年度以降は都道府県も国保の運営主体となり、いわゆる市町村と県の共同運営になります。まず、都道府県の方は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保の運営の中心的な役割を担うこととなります。市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課、徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなっており、市町村の行う業務内容はほぼ変わりません。次に、町民は何がかわるのかということについては、国保の被保険者の方にとっては、母体が大きくなることで、将来的に急激な保険料の上昇が起きにくくなり、安心につながります。また、特別会計での変更点は、市町村が国民健康保険を運営するために、県に対して事業納付金を納めることとなります。県は、納付金に国費等を加えて市町村の保険給付費等を支払うこととなります」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第2号、平成30年度川西町国民健康保険特別会計予算についてを承認いたしました。

次に、議案第3号、平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計予算については、提案どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第4号、平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について、委員より、グループホームの予算化の内容について質問があり、当局より、「現在、町内にはぬくもりの郷グループホームが1カ所ですが、待機者数が多く、認知症高齢者の増加に伴い、利用ニーズが高く、第7期介護保険事業計画において整備を見込んだものであり、県費補助を活用し、整備しようとするものです」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第4号、平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算についてを承認いたしました。

次に、議案第8号、平成29年度川西町一般会計補正予算について、議案第9号、平成29年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第10号、平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第11号、平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算については、いずれも提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第20号、川西町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、

議案第 2 1 号、川西町国民健康保険条例の一部改正については、いずれも提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第 2 2 号、川西町国民健康保険税条例の一部改正について、委員より、保険料の見直しについて質問があり、当局より、「平成 3 0 年度の保険料の改正では、これまで 4 方式で賦課していた税率をもとに、賦課総額をさほど変えないで、医療と後期支援金分については資産割を除く 3 方式とし、介護分については資産割、平等割を除く 2 方式として税率の設定を行いました。資産割は、算定対象が居住市町村内の資産のみで不公平が生じること、また、居住用の資産も対象とすると、低所得により軽減されたとしても資産割部分はそのまま賦課されてしまうことになり、結果、低所得者への負担が増すこととなるため、賦課の方式から除外しました。また、介護納付金については、4 0 歳以上 6 5 歳未満の被保険者が賦課対象であり、平等割については、世帯への一律の賦課という考え方に余りなじまないことから、用いないこととしました。奈良県の方針としては、7 年後の 3 6 年度には、同じ所得・世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じになることを目指しているので、3 6 年度までは激変を生じさせないよう保険料設定する必要があるので、本町としましても、県が示す標準保険料率をもとに、段階的に税率の見直しを行っていきたいと考えています。また、現時点で県が示している平成 3 6 年の推計保険料水準には、高齢化の伸び率のみを反映させたものとなっており、診療報酬改定分や高度な医療に係る伸びは考慮されていませんので、県が行う 3 年後の推計見直し時点での改定幅が大きく変動していることも念頭に置いて、国保の財政調整基金を活用しながら税率の改正を進めていく」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第 2 2 号、川西町国民健康保険税条例の一部改正についてを承認いたしました。

次に、議案第 2 3 号、川西町指定介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例については、提案どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第 2 4 号、川西町介護保険条例の一部改正について、委員より、保険料の設定と今後の見直しについて質問があり、当局より、「次期介護保険料の設定は、今期の標準保険料に比べて 1 5 2 円アップの月額 5 , 0 1 7 円となりましたが、これには、平成 2 8 年度末の介護給付費準備基金残高 7 , 6 4 9 万 1 , 0 0 0 円を全額取り崩し、第 7 期の保険料の上昇を抑制するために使用しました。今後の見直しは、団塊の世代が 7 5 歳を迎える平成 3 7 年には高齢者人口は減るものの、後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれ、現在の介護保険水準を維持した場合、介護保険料、介護給付総額は大幅に膨らむことが予測されます。介護保険制度の持続可能性を確保するために、給付の適正化に留意し、更なる地域包括ケアシステムの構築を進め、さらに深化・推進した高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取り組みを進めてい



きます」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第24号、川西町介護保険条例の一部改正についてを承認いたしました。

次に、議案第25号、川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第26号、川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第27号、川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、いずれも提案説明どおりであり、承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質疑及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されることをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしましての委員長報告といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。ただいま総務建設経済及び厚生の高常任委員長より報告がなされました、議案第1号、平成30年度川西町一般会計予算についてより、議案第34号、川西町体育施設の指定管理者の指定についての34議案に対する討論を行います。

態度表明としましては、1号、2号、3号、6号の一般会計を初め新年度の4本の予算案並びに17号及び18号の2本の条例案は反対、あとの28本の議案につきましては、いずれも賛成するものであります。

まず、新年度の一般会計予算についてであります。

町長就任以来、低所得者対策の工面を自治体としてどう図っていくのか等々について議論を重ねてきているところであります。いずれの施策におきましても、それを果たすには、先立つものとしましては財源の工面ということになりますが、この点、財源の集め方と使い方の見きわめはいかにあるべきかについては、一言

で言いますと、あるところからしっかり集めて、ないところに工面する、こういうことに尽きると存じます。

自治体の取り組みにあっては、入りを計りて出を制するという事で言いますと、新年度も取り組まれていますように、企業用地に向けた事業展開が図られております。総額で54億規模に及ぶ事業になりますが、これでおさまれば住民の持ち出しには至りませんが、これを超えていくことになれば、その超過分を誰が負担していくのか、売り値に乗せていけるのか、足らずを住民負担にかぶせていくのか、このところは今のところ不透明でありまして、何とも言えません。その処理いかんでは、今後に影響を及ぼすことにもなりかねませんし、これは入りをはかるための事業でありますので、ここで住民負担が生じるというようなことになると、それは、言うまでもありませんが、事業の意味をなしません。

現時点では、新たな住民負担を生じることのないよう、抜かりなく進める旨、おっしゃってはおりますが、事業の進捗につれ、既に2億5,000万円ほど膨らむ傾向にあるとの説明もありますので、ここは策を講じて、入りをはかるすべとしての取り組みでありますから、この点、逸脱のないように願うところであります。

この間、本町において、ハード、ソフトの両面で新たな取り組みが展開されてきているところであり、住民施策の前進が図られてきておりますが、一方で、国の取り組みとも大きく絡んでまいります。新年度は、生活保護制度の基準の引き下げを初め、国保の県単位化の導入など、医療や社会保障の分野で国が制度を改めたことによる影響が、住民レベルでは負担増として重なり始めている事態が生まれてきております。好むと好まざるとにかかわらず、その影響を拭えるか否かは自治体の取り組みにかかる以外にありませんので、それを担えるか否かで住民生活への影響は避けられません。

この点では、町長とは意見の一致を見ていませんが、財源の分配としては、まずは暮らしを支えて、その上で他の取り組みを工面するという財政配分の流れをつくるしかありませんし、本町が有する財務能力においては、それを果たせるだけの能力は十分に備わっているものと存じますので、あとは視点の持ちよう次第ということでもあります。

御承知のとおり、本町は、その規模からして、行政と住民との距離は、人口的にはもちろんのこと、面積的にも非常に恵まれておりますので、既に展開されているように、これを生かさん手はありません。タウンミーティングや出前講座等々を充実させながら、役場と住民の風通しはもちろんのこと、役場の風通しもしっかり図って、職員一丸となって住民の意をくみ上げるとともに、大いに意思の疎通を展開して、みんなで知恵を絞ったまちづくりを推進されんことを求めるものであります。

今日のような発達した経済社会にあっては、社会的弱者をいかに支えるかは、政治にしか求められない重要な役割と心得ます。力のある者は、それを伸ばすべ

く、あの手この手で政治も含めて働きかけて取り組みを進めますので、問題は、力のない者をいかにフォローしていくかは政治でしか解決を見ることのできない問題です。

また、この間議論を重ねてきた医療、教育、子育て、環境、社会資本整備等々の問題では、一定の前進を見ていることは間違いありませんし、これらは大いに評価をする次第です。引き続き、中学校へのクーラーの設置や、小学校同様に入学時の制服の支給、給食費の現物給付化による援助制度の実施等、本町独自でいけるものと、中学校組合の分野はそうはいかないものもありますが、それはそれで口火を切って道を開かんことには俎上にも乗りませんので、そこはテーブルを設けられんことを求める次第であります。

医療費補助制度も義務教育終了まで前進しました。現物給付化も就学前まで見通しがつきました。求められている問題としては、国保証の支給年齢と同等に、高校生までの補助年齢引き上げについては積み残しでありますので、これらの実施を引き続き求める次第であります。

社会保障の問題でも、国が基準を下げたことにより、その人の所得に変化がないにもかかわらず、制度適用から除外される事態などが生じているのが現実です。これらは、対象の皆さんの置かれていた状態が改善されたので除外されたのとは全く違いまして、より暮らしが厳しく迫られる事態が生じるだけのことでありまして、根本は、ルールをもとに戻すか、さらなる改善を講じない限りは解決を見ませんが、自治体に問われているのは、事態の推移を見て過ごすだけでいいのかという問題にほかなりません。身近であるだけに苦しいところですが、一般財源を繰り出す以外には手だてになりませんので、議論は平行線の域を出ませんが、財源の工面を求めるとともに、国が消費税の増税分は全額社会保障に向けると説明をした以上は、配分されてきている交付金の全額を社会保障財源に充てることは当然の措置でありますので、手がけられんことを求める次第であります。

耐震化や住宅リフォーム、太陽光パネルの設置等々への手だても講じて、住民の暮らし向上と地域経済の活性化、方法も含め、地域交通の充実に向けた取り組みも自治体として手だてを打つ分野にほかなりません。田園に囲まれた住環境を維持し、住居空間と田園の維持推進、農業の担い手づくりに向けた取り組み等々、山積する課題もこつこつこなしながら、住民の意に沿い、願いに応える、身近で役立つ町政目指して取り組まれんことを改めて求めまして、一般会計予算につきましては反対をするものであります。

次に、特別会計の国民健康保険並びに後期高齢者医療保険についてであります。

国保は、県単位化によりまして、その仕組みが大きく変わることとなりました。全国的には少数派ですが、奈良県は、県内どこに住んでいても同じ保険料とする統一保険料になりますので、仕組みとしては、地域の医療水準等々に関きがあっても、それらが加味されなくなりますので、全県でならした場合、これまで低かったところは保険税負担が膨らまざるを得ません。本町も例外ではありませんで

して、新年度は賦課総額を変更することなく、3方式による保険料率に変更したことと、これまでの基金を取り崩したこと等により、平均で3%弱の上げ幅にとどめていますが、統一が完了するころには、29年に比べて2割の上げ幅の試算も示されております。これまでは本町独自の取り組みでしたので、手だてをうつことは仕組み上ではできましたが、今後はこの道が閉ざされるという厳しい状況になっていることは避けられませんので、大きな問題と心得ます。

これまで何度も議論を交わしておりますが、国保は、その仕組み上、医療費の支出に比べて保険料収入が伴いませんので、運営には苦慮するところですが、国民皆保険制度の要としての役割を担っている大切な保険事業でありますので、決しておろそかにできるものではないことは、町長もよく御承知のとおりであります。

また、後期高齢者もそうですが、法定軽減がかかる世帯も加入世帯の大半に及んでいることからわかるように、仮に保険料が膨らんだ場合、それを賦課することはたやすくできますが、支払い能力を超えて賦課されても、払うすべがないというのが実態です。問題は、ここに対してどう手だてを講じるかが求められている問題です。国保は、社会保険のように加入者の所得にだけ着目して保険料がかかる仕組みとは違い、世帯の人数に対しても賦課されるため、世帯人数が多いほど負担が膨らむ仕組みにもなっています。このため、多子世帯ほど負担が膨らみますので、子ども医療費等子育て支援で、積年の議論を経て、さまざまな取り組みを実施していることにも逆行することにはほかなりません。

いずれにしても、県の取り組みに準じるとのことですので、問題の解決には至りません。国保や後期高齢者といった医療保険が抱える根本的な問題の解決に至らないままの今般の制度の変更であります。あくまで課税権限は市町村の首長にありますので、多子世帯及び低所得者への手だてを講じない限り、負担の軽減を見ることはありません。与えられた権限をフル活用して、軽減に向けた手だてを講じることを改めて求めまして、医療保険の2つの会計には反対をするものであります。

次に、新年度の水道事業予算についてであります。

県営水道に直結して最初の予算ということになります。当該事業につきましては、その安定供給に向けまして、積年携わってきている職員の皆さんには敬意を表するところであります。それらも含め、29年度途中より県水直結が始まり、そのメリットとしていた、これまでの上水に係る費用が一切不要になっていきますので、受水費用は膨らむものの、全体としては相殺されて経費の節減につながる見込みの予算ということになります。

今後、磯城郡の一本化、その後には県全体での一本化も見え隠れしている問題ですので、この辺の事業展開が、医療保険同様に、町としての取り組みの融通がどこまできくのか等々、この辺が懸念されるところであります。事態の進展、推移を見守る以外にはありませんが、一本化に向けた準備が進められる以上、不

利益になることのないように見きわめることも必要であります。

また、せっかく経費の節減につながる取り組みとなっているわけですので、その分は利用者に還元する取り組みがあつてしかるべきと存じます。これまでのところ、意見の一致は見えていませんが、水道水は、本町の全ての住民が利用する、今日、一般行政サービスと何ら変わりのない水準で実施されているサービスであることは、町長もお認めのとおりでありますので、固定経費に充てるとのことですが、わざわざ基本料金を設定する必要はどこにもないと存じます。

使用量に応じて料金を徴収することに何の支障も矛盾も生じる余地はありませんので、改めて基本料金の廃止を求めまして、本会計についても反対をする次第であります。

次に、行政組織の改編に関する17号と18号の2本の条例案についてであります。内容は、部を廃止して、町長事務部局を8課体制に絞って、事務方トップを課長とし、給料はこれまでの部長級の6級にして、これまで課長級であった5級に新たに主幹を置くとのこととあります。

町長としては、これまで介していた部長を省くことにより、じかに課長に指示を出して仕事をスピーディーにこなしていける旨の提案でありますので、より効率的に消化していこうとのことと存じます。効率性を上げることには何も異論はありませんが、今般の8課体制にするに当たって、部を廃止せずとも8課にすることは幾らでも可能ですし、部長を介することによほどの支障でもない限りは、特に現行の組織体制を変更する必要はないものと存じます。ただ、将来の人口を見据えた場合、どの規模までこれまでの組織体制を維持するのかという問題は念頭に置く必要はあると存じますが、喫緊の課題とは感じません。

行政組織を効率的に配置して、スピーディーに事に当たっていくことは、決して悪いことではありません。むしろ、行政が住民と一体になって働くことは求められている問題ですし、本町の場合は、人口的にも面積的にも実施できる条件にありますので、これを生かさん手はありません。そのためには、住民の意向をしっかりとくみ上げることがかかせませんし、くみ上げた意向を消化していく上では、まずは行政組織が上から下まで風通しがスムーズでなければなりません。また、行政組織は、事を進めるに当たっても、方針化する場合にも、よく練り上げ、集約する機能を損なってはなりません。その点では、機能として、部、課という具合に組織を維持し、行政としての合議体の体を欠くことがないように努めることが常に求められていることと存じます。

ものづくりに徹し、効率的に利潤を追求していく民間組織と、行政組織はこの点が決定的に違ふと存じます。町長や副長がこれらをこなして組織を束ねていくことは物理的には可能ですが、行政組織として備えるべき機能的役割が損なわれては元も子もありませんので、ここはあえて、不都合と映るかもしれませんが、まずは組織体制を維持し、その上でそれぞれの能力を磨いて役割を担えるように備え、住民の意に沿い、願いに応える行政事務とサービスに当たるということと

はありませんか。

首長は、直接公選で住民に行政権力のトップの座を与えられますが、それは、その座を白紙委任で与えられているわけでは決してないことは、町長も御承知のとおりであります。したがって、その座に着いている以上は、全体の奉仕者として、事務部局の全職員とともに、住民の願いに応える行財政運営のかじをとっていくことに邁進することは言うまでもありませんが、常に粒がそろっているとも限りません。そのときの在籍者を駆使して、雇い主である住民に奉仕することに徹することが、憲法に照らして求められている問題にほかなりません。

住民に与えられた権限を遺憾なく発揮され、住民奉仕に徹する行政組織の構築に努められんことを求めまして、今般の行政組織改編の条例案2本につきましては、反対をするものであります。

以上、これら6議案以外の新年度の予算案、補正予算案、条例提案につきましては、いずれも賛成し、上程されました全34議案に対する討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

3番 福西広理君。

3番議員（福西広理君） 3番 福西広理でございます。まず、態度表明ですが、議案第1号から議案第34号までの全ての議案に対し、賛成の立場で討論を行います。

議案第1号の一般会計予算についてですが、住民が待ち望んでいる駅周辺整備事業、また工業ゾーン創出の実現に向けた予算がしっかりと組まれておりますし、これからますます増加が懸念されている空き家問題についても、取り組みが期待できるものとなっております。総務、福祉、建設、教育、全ての予算配分についても妥当であると認め、賛成するものであります。

議案第2号から第4号までの特別会計予算についても、住民福祉のために必要な費用が適切に計上されており、妥当であると判断いたします。

6号、7号の上下水道事業予算につきましても、精査した結果、適切であると判断いたします。

議案第14号から16号までの任期付職員の採用等に関する条例関係ですが、これは、本町がこれから行おうとしている結崎駅周辺開発、工業ゾーン創出、島の山古墳整備事業など、大きな事業の効率的な実現、また、今後の専門的知識を要する事業の遂行のために必要な有識者などの人材確保を考えた条例の制定であると考え、賛成いたします。

次に、議案第17号及び18号の川西町行政組織条例の一部改正についてですが、今回上程されている条例改正案は、部を廃止し、町長部局の課を8つにして川西町の行政運営を行うという組織改革のためのものであり、その目的は、意思決定のスピード化を目指すものであると説明を受けております。

高齢化、人口減少という社会経済状況の中で、若年人口はますます減少し、本町においても職員の採用の確保が難しいという時代に突入しているのが現状です。この社会環境の激変時代を乗り越えるためには、行政運営のスタイルも変わって

いかなければなりません。今回の部の廃止案は、行政組織のスリム化ということで、川西町にとって必要な組織改革の第一歩となると考えます。

一方で、この改革は、ICTの活用などによる業務の簡素化、職員のスキルアップ、外部の有識者や民間事業者の活用などの対応を同時並行で考えていかなければ、住民サービスの低下になりかねないという懸念があります。また、職員の間でも、この組織改革を行うに当たり、不安や混乱が起こり、職務へのやる気の低下が起こる可能性も議論してきたところでもあります。しかし、これらの懸案への対策は、今回上程されている組織改革を行った上で、継続して議会として提案、議論を重ねながら、改善に努めていけることであると見え、本案におきましても賛成いたします。

議案第19号から30号までの条例改正については、法律、省令及び計画に基づく改正であり、適切であると認めます。

最後に、議案第34号、川西町体育施設の指定管理者の指定についてですが、川西スポーツクラブは、川西町民で構成される、地域に根づいたスポーツクラブであります。今後も引き続き本町のスポーツ振興に寄与していただけることと期待し、賛成いたします。

以上、今回上程された全ての議案に対し、賛成の立場での討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

1番 松村定則君。

1番議員（松村定則君） 1番 松村定則でございます。今回の議会に上程されました議案第17号、川西町行政組織条例の一部改正についてと、議案第18号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての2議案に反対の意思表示をさせていただきます。

17号議案の川西町行政組織の再編で、部長職を廃止し、組織のフラット化、意思決定のスピードアップ、職員の自主性の育成を目的とされていますが、今回提案された行政改革では、職員数と人件費の削減幅が明確にされておらず、1、部長職を廃止するが、理事、参事を設ける、2、一部の課長職の給与を1等級昇格する。これでは、同じ課長職でも給与に格差が生まれてしまいます。部長職を廃止することにより、対外的な危機管理体制にも不安を感じざるを得ません。

組織のフラット化には、決裁や指示システムのスピードアップが期待されますが、上司が課長だけなので、チェック機構が十分に働かなかつたり、問題を一人で抱え込み、対応に苦しみ、意思決定ができず、業務がおくれがちになる。ポストの削減は、職員の意識低下を招きかねない。このような事例により、もとの部課長制を復活した市町村もあると聞いております。

今回上程された議案第17号と18号については、既に組織をフラット化し、グループ制を導入している町村での事例をいま一度調査研究し、検討委員会などで再度検討が必要として、この2議案については反対します。

以上、反対討論を終わります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

2 番 安井知子君。

2 番議員（安井知子君） 2 番 安井知子です。議案第 17 号、川西町行政組織条例の一部改正のみにつき、賛成討論をさせていただきます。

部を廃止し、課の統合を行い、町長部局の課を 8 課とすることに対しまして、他市町村対応として、相手方が部長級を出したとき、川西町は課長か。相手に失礼では。対外的に部長を必要とする場面が多々あるのでは。人は、上があるから努力し、上を目指すのと違うのですか。ピラミッドが今も残っているのは、安定した二等辺三角形だからと思い、行政の体系も形を変えるときは深慮すべきと考えていました。

そこで、町長の考え、熱意、やる気等をお聞きしました。これを実行される前から反対しては何もできません。たった 96 人の体制です。町長が課長と直接話し合い、部を超えた施策を練る。ここに若い町長に期待したいものです。

また、住民のニーズに対応したい、迅速に進めたいとの意向を聞き、今回は町長の施策を見せていただき、協力することが一番大事ではないかと考えます。

よって、議案第 17 号、川西町行政組織条例の一部改正については、賛成いたします。

終わります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 1 号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 2 号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 3 号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 4 号から議案第 5 号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



- 議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第4号から議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手する者あり）
- 議 長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。  
お諮りいたします。  
議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手する者あり）
- 議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。  
お諮りいたします。  
議案第7号から議案第13号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第7号から議案第13号について、賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手する者あり）
- 議 長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。  
お諮りいたします。  
議案第14号から議案第16号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第14号から議案第16号について、賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手する者あり）
- 議 長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。  
お諮りいたします。  
議案第17号及び議案第18号は、関連しておりますので、一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第17号、議案第18号について、賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手する者あり）
- 議 長（森本修司君） 賛成多数により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。  
お諮りいたします。  
議案第19号から議案第34号までを一括採決したいと思いますが、御異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号から議案第34号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第35号、川西幼稚園・小学校空調設備設置工事請負契約について、同意第2号、川西町教育委員会委員の任命についての2議案を追加議案といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、追加議案といたします。

それでは、日程第2、議案第35号、川西幼稚園・小学校空調設備設置工事請負契約についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長

町 長(竹村匡正君) それでは、今議会に追加して審議をお願いいたします議案の提案要旨について御説明いたします。

まず、議案第35号、川西幼稚園・小学校空調設備設置工事請負契約についてでございます。

これは、川西幼稚園・小学校空調設備設置工事を行うに当たり、その予定価格が条例で定める額である5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、条件付き一般競争入札とし、参加希望のあった2社により、3月19日に入札を行いました。最低の価格で入札されました松田電気工業株式会社が落札者に決定いたしましたので、請負契約の締結について御承認をお願いするものであります。

契約金額は、9,806万4,000円でございます。

何とぞよろしく審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長(森本修司君) 説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

質疑ありませんか。

11番 芝議員。

11番議員(芝 和也君) 11番 芝和也です。ただいま町長から説明ありましたように、請負契約の締結についてであります。

今般、条件付きの一般競争入札ということで実施されました。それは、一定時間的な余裕がとれたということから、今般の条件を付けた一般競争入札という形に方法を変えたというふうに聞いておりますが、同様のやり方、時間に余裕を持

たせるやり方でいきますと、今後もうこういう入札方法をとることが可能だと思います。

町長は、従前から、指名競争と一般競争の場合、一般競争のほうがよりオープンになるし、それにこしたことはない旨お述べでありますので、急を要したり、あるいは補助金の関係とかで、いわゆる年度をまたげない、そういう場合は無理ですけれども、一般財源で、今回のように契約を結べる場合は、こういう方式にしていくことが、入札の競争方法としては、よりオープンになるのではないかと思います。その辺について、今後こういうやり方についていかがお考えか、お聞かせいただきたいと存じます。

それから、今般、条件を加味した、本町に指名願を出している業者ということでもあります。これも従前から議論を重ねているところでありますが、オープンにした、条件を加味しない一般競争入札ということになると、そもそも指名願を出していないところは興味がないので来ないだろうということも含めて、条件付きという話も出ておりました。今般の3条件ですけれども、近隣に営業所や本社があるということとか、過去の実績とか、経営審査での評価点数とか、それらを加味してのことです。今回のこの3条件と同じような条件を加味すれば、当然、指名願を出している業者はもちろんのこと、その他の業者も含めて、一般競争入札ですので、応募してくる人は応募してくることになりますし、今般も2者の応募ですけれども、対象で言いますと、もっとはるかに超えることになります。

そういう点で言えば、指名願云々にとらわれることなく、これからは一定の条件を加味した一般競争入札ということで実施は可能ではないかと考えますが、町長御自身、この点についてもいかがお考えか、方針をお聞かせいただけたらと存じます。

以上2点、よろしく申し上げます。

議 長（森本修司君） 町長。  
町 長（竹村匡正君） このたび、条件付き一般競争入札を採用させていただきましたのは、まず、指名競争入札ではなくて一般競争入札というのは、今回、議会の議決をいただいてから時間的に余裕がとれたということから、一般競争入札にさせていただいた次第でございます。

なお、条件付きとして条件を付けさせていただいたのは、請負業者の所在地、今回につきましては奈良、京都、大阪に本支店があることが条件になっておりますけれども、所在地が、緊急のことがあったときにすぐに対応できるということで、そういう地域を指定させていただいたんですが、所在地及び施工能力の確保を求めるために条件を設定させていただいた次第でございます。

御質問でございますとおり、それだったら従来の指名競争入札ではなくて一般競争入札を今後は時間の余裕を持って対応できるのではないかとというような意図の御質問だったと思うんですけれども、基本的に本町で行う工事・事業につきま

しては、町内業者育成の観点から、引き続き指名競争入札という形をとらせていただきたいとは思っておるんですけども、今回のように特定の工事——空調工事、管工事になるんですけども——町内に業者がございませんでしたので、一般競争入札させていただいたということでございます。

基本的には、今後工事があったとしても、土木・建築になると思うんですが、町内業者がおりますことから、今後も引き続き指名競争入札での対応とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 地元業者育成の観点というのは、当然、大いに育成していくために公共事業を発注していくという自治体としての取り組みは何もおかしくありません。5,000万円を超える規模の事業ということになってきましたので、それまでは議会にかかる金額がもっと低かったのが、地元業者の工事も議会の議決案件として上がってきますけれども、引き上がってから、上がってくる工事高の事業の中身は結構大きな工事が多いですので、建築も含めて、町内業者では負えない、それを上回る規模の工事とかが大体議会に上がってくる、こういうことになっているかと思っております。

そういう点で、何も十把一絡げに全部一般競争入札云々という話をしているわけではありませんでして、今回のようなパターンで条件を付けて一般競争入札という方式をせっかく今採用したわけですから、これでいくんやったら、同様の取り組みは今後やっていけるのではないかと、こういう話であります。

今回は管工事ということにもなりますし、それに限らず、大規模な工事になると、当然、町内業者を上回る全国レベルの業者とかということにもなってきますので、そういう点でも、川西町がその業者がちゃんと仕事をしてくれるというふうに見抜くための条件、今回は3条件を付けてますけれども、そういう条件を付けた上で実施をすれば問題はないかと存じます。

それに該当する工事のときは、今後そういうふうにしていけるのではないかと、ということでもあります。重ねてお伺いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 御質問でございますが、今後、工事額が大きくなったりとか、また複雑・難航な工事については、町内の企業ではなかなか手に負えなくて、一般競争入札が適しているのではないかと、ということでございますが、従来から、やり方としてはプロポーザル方式などもございますので、従来のやり方も配慮しながら対応していきたいと。

今回については、ある程度期間がとれたことと、工事の内容について条件付きの一般競争入札という形での対応をさせていただいたわけでございます。今後につきましては、従来の方式も加味しながら考えていきたいと思っております。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

伊藤彰夫君。

4 番議員（伊藤彰夫君） 契約案件の整理のために改めて確認しますが、条件付きの3条件というのを、再度、どういう条件であったのか。それと、その条件に見合った業者が何社あったのかをお聞かせいただきたいと思います。

議長（森本修司君） 教育次長。

教育次長（栗原進君） 今回の条件付きの一般競争入札ですが、条件につきましては、請負業者の所在地、施工能力の確保を図るために、官工事において総合評価点が900点以上と、学校施設において、今回実施するヒートポンプ能力の95キロワット以上の施工実績を持つ者といたしました。

その中で、今回該当する業者に関しましては、指名願を提出している、この条件に合う業者という形で検索したところ、約10社については確認できております。

以上です。

議長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第35号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程第3、同意第2号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君） 次に、同意第2号、川西町教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、川西町教育委員会委員として就任していただいております中村貴子委員の辞任に伴う後任として、川西町下永663番地の2の樋口真由美氏を任命いたしたく、同意をお願いするものでございます。

樋口氏は、昭和50年5月1日生まれで、平成29年4月から、川西幼稚園PTA会長として御活躍されています。

何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） ただいま説明がありました同意第2号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

同意第2号、川西町教育委員会委員（樋口真由美氏）の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま同意いただきました川西町教育委員会委員の樋口真由美氏にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。

（樋口真由美君 入場）

教育委員会委員（樋口真由美君） 教育委員に任命いただきました樋口真由美と申します。

微力ではございますが、皆様の御指導をいただきながら、川西町の教育発展のために頑張らせていただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

議 長（森本修司君） ありがとうございます。それでは、樋口様、よろしく願いいたします。

（樋口真由美君 退場）

議 長（森本修司君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査及び審議したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分

に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長（竹村匡正君） 平成30年川西町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今議会に提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（森本修司君） これをもちまして、平成30年川西町議会第1回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後3時58分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年3月23日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員



## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第1号	平成30年度川西町一般会計予算について	3月23日	原案可決
議案第2号	平成30年度川西町国民健康保険特別会計予算について	3月23日	原案可決
議案第3号	平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について	3月23日	原案可決
議案第4号	平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について	3月23日	原案可決
議案第5号	平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
議案第6号	平成30年度川西町水道事業会計予算について	3月23日	原案可決
議案第7号	平成30年度川西町下水道事業会計予算について	3月23日	原案可決
議案第8号	平成29年度川西町一般会計補正予算について	3月23日	原案可決
議案第9号	平成29年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
議案第10号	平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
議案第11号	平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
議案第12号	平成29年度川西町水道事業会計補正予算について	3月23日	原案可決
議案第13号	平成29年度川西町下水道事業会計補正予算について	3月23日	原案可決
議案第14号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	3月23日	原案可決
議案第15号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	3月23日	原案可決
議案第16号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	3月23日	原案可決
議案第17号	川西町行政組織条例の一部改正について	3月23日	原案可決
議案第18号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3月23日	原案可決
議案第19号	川西町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	3月23日	原案可決
議案第20号	川西町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	3月23日	原案可決
議案第21号	川西町国民健康保険条例の一部改正について	3月23日	原案可決
議案第22号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について	3月23日	原案可決
議案第23号	川西町指定介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について	3月23日	原案可決
議案第24号	川西町介護保険条例の一部改正について	3月23日	原案可決

議案第 25 号	川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	3 月 23 日	原案可決
議案第 26 号	川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3 月 23 日	原案可決
議案第 27 号	川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	3 月 23 日	原案可決
議案第 28 号	川西町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について	3 月 23 日	原案可決
議案第 29 号	川西町都市公園条例の一部改正について	3 月 23 日	原案可決
議案第 30 号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	3 月 23 日	原案可決
議案第 31 号	川西町道路線の認定について	3 月 23 日	原案可決
議案第 32 号	川西町道路線の廃止について	3 月 23 日	原案可決
議案第 33 号	川西町道路線の一部廃止について	3 月 23 日	原案可決
議案第 34 号	川西町体育施設の指定管理者の指定について	3 月 23 日	原案可決
議案第 35 号	川西幼稚園・小学校空調設備設置工事請負契約について	3 月 23 日	原案可決
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 月 9 日	原案推薦
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 月 9 日	原案推薦
同意第 1 号	川西町監査委員の選任について	3 月 9 日	原案同意
同意第 2 号	川西町教育委員会委員の任命について	3 月 23 日	原案同意